

平成22年第7回(9月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成22年9月9日(木曜日)

議事日程 第2号

平成22年9月9日(木曜日) 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

- ◇ 島崎栄一 君・・・1. 給食センター等の委託料は直接管理すれば節約できる

- ◇ 小林 洋 君・・・観光立町施策を問う
 - 1. 外国人観光客の誘致について
 - 2. アウトドアスポーツによる地域活性化について
 - 3. 観光資源(アウトドア)の保護と町の関わりについて

- ◇ 中島信義 君・・・1. 幸知小学校及び第2保育園の跡地について
- 2. 生活道路バイパスの整備について

- ◇ 鈴木 勲 君・・・1. 高速道路の側道の維持管理はどこが
- 2. 肺炎球菌の接種状況は
- 3. 所在不明高齢者はいるのか

- ◇ 高橋市郎 君・・・1. 月夜野地区の幼稚園・保育園の施設整備について
- 2. 人材育成と人事制度の改革について

- ◇ 山田庄一 君・・・1. 耕作放棄地と里山整備について
- 2. 地域を支える人材育成について

- ◇ 前田善成 君・・・1. インバウンドを有利に行う交流事業と
これからの町づくりについて
- 2. 国民健康保険のこれからについて
- 3. 小中一貫教育の方向性について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (18人)

1番	小林洋君	2番	内海敏久君
3番	中島信義君	4番	前田善成君
5番	阿部賢一君	6番	林一彦君
7番	山田庄一君	8番	河合生博君
9番	林喜美雄君	10番	原澤良輝君
11番	島崎栄一君	12番	高橋市郎君
13番	小野章一君	14番	中村正君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	久保秀雄君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書記 深代和恵

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	副町長	鬼頭春二君
教育長	牧野堯彦君	総務課長	木暮勤君
総合政策課長	宮崎育雄君	税務課長	平原文雄君
会計課長	高橋武志君	町民福祉課長	関章二君
子育健康課長	青柳健一君	環境課長	山賀晃男君
上下水道課長	杉木清一君	農政課長	篠田朗君
観光商工課長	真庭敏君	地域整備課長	増田伸之君
教育課長	青木寿君	水上支所長	雲越栄一君
新治支所長	永井泰一君		

開 会

午前9時 開会

議 長 (久保秀雄君) おはようございます。

本日は、定刻までにご参集いただき誠に有り難うございます。

ただ今の出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議 長 (久保秀雄君) これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。

議事日程第2号により、議事を進めます。

日程第 1 一般質問

通告順序2 11番 島崎 栄一 1. 給食センター等の委託料は直接管理すれば 節約できる

議 長 (久保秀雄君) 一般質問を再開いたします。11番島崎栄一君の質問を許可いたします。
11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番 (島崎栄一君) 通告に従い、一般質問をいたします。

給食センターなどの委託料は、直接管理すれば節約できるということです。

昨年度、みなかみ町は、給食センターの調理業務委託、認定こども園の派遣業務委託、スクールバスの運転業務委託などを大新東㈱、大新東ヒューマンサービス㈱という一つの企業グループに発注しました。その総額は1億5千万円にも及びます。

それらの業務は委託料を払ってまで派遣会社に委託する必要があるものなのでしょうか。一民間企業に委託して良いものなのでしょうか。非常に疑問があります。

さらに言えば、競争入札もなく、1億5千万円もの金額の随契をするのは町の規則に反しています。

利根沼田などで東京の派遣会社大新東を使っているのは、みなかみ町だけです。

大新東は、売上金額の10%を超える営業利益を出しています。本社の職員の給与、会社の経費、営業経費、役員報酬なども売上げたお金から支払われています。

そこから推測すれば、みなかみ町の払った1億5千万円の約20%、3千万円を超えるお金が町外に流出していると考えられます。みなかみ町的发展、町民の収入向上を考えるなら、なるべく町のお金は町内に回るようにするべきであり、町はそのように努力すべきです。ものによっては、どうしても町外の業者に頼まなければならないものもあるでしょうが、大新東に委託している業務は長年、町が担ってきた業務であり、町外業者に委託しなければならないものではありません。

また、大新東に委託すれば、劇的に経費が削減されるかと言えば、そんなことはなく、返って高く付いています。町が直接運営している法師線の路線バスは、月額22万円で、町民に直接委託されていますが、大新東の方のスクールバスは、月額29万円、路線バスは365日休みなく運行されていて22万円、スクールバスは土日休みで29万円、どう見ても割高です。

現在、町の職員数は300人、計画では町の規模から考えて240人にしようとしています。ということは、人材は足りています。わざわざ大新東に労務管理に関する料金を払わずに町の職員が直接労務管理すれば、それだけ財源が浮きます。職員にその能力は十分にあります。

また、認定こども園、給食、スクールバスなどは教育にかかわる仕事であり、行政サービスの最も重要な部門です。町が直接に責任を持って業務を行うべき分野です。

町民や議員からいろいろ質問や注文がされた時に町の職員が「大新東に聞いてみます。」なんて言っているようではいけません。

みなかみ町は地域に密着したきめ細かいサービスのできる町であり、派遣会社に頼らなくてもバスの運転士や給食センターの職員、保育園の先生を集められる能力、信用が十分にあります。業務も年間を通じて安定的、計画的に行うものであり、緊急に人集めで派遣会社に頼らなければならないような種類のものでもありません。

町民は、色々な補助金の削減や国保税の値上げ等にも我慢して、町の財政再建に協力しています。職員も58歳早期退職に応じて協力しています。町民が汗水流して稼いだ中から、真面目に納税されたお金が町の財源であり、業務に中抜き会社を入れて利益を差し出し、財源を無駄に浪費することはやめるべきでしょう。

議長(久保秀雄君) 質問者、ここで答弁を求めますか。

町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) ただ今の島崎議員のご質問に順次、お答えしたいと思います。

まず一番最初でございますけれども、現在の状況について答弁させていただきますが、その前に今何点かご指摘がございました。この事業については、町が責任を持っている、当然のことだと思います。すべての町の行政については、町が責任を持っております。

その中で幼稚園だけはどうか、スクールバスだけはどうかということはないと、これは最初に明確に申し上げておきたいと思います。

さらに続きまして、町の行政サービスとは言いながら、現在、どこにおいてもアウトソーシング、民間に限らず、役所においてもアウトソーシング、そういう中で日本全体の経

済は回ってるというのは確かでございます。

特に外部化して適切なもの、そして専門知識等のノウハウを一定の企業等に依存した方が有利なもの、それらについては幅広く、ある意味アウトソーシングしていくべきだというふうには個人的には考えております。

但し、今ご質問いただきましたのは、現在の町の基本方針、行政改革基本方針に基づいて、議会等の承認をいただいて、委託発注しているものについてのご質問でございますので、今の前提としての話は別にして、現況についてお答え申し上げます。

まず1点、現在、行財政改革方針に基づきまして、平成27年まで240名の職員体制を目指す、これについてはご指摘のとおりでございますし、この実行というのは相当の難しさが伴うと思いますけれども、きちっとした目標として最大限追及していきたいと考えているところでございます。

まず、最初にお話のございました大新東、形式的には2社でございますけれども、グループ会社というご指摘どおりでございます。この総額については個別にございますが、足し算していただいた話だと思いますので、何も数字の変更をするつもりはございません。

この基本的な考え方、個別に先ほど、3点でおっしゃいましたスクールバスの委託、そして、給食センターの運営、その他ということでございますけれども、基本的な直接人件費に加えてですね、いわゆる労務管理、あるいは運営に対する責任等々の部分につきましては、随契というお話でございましたけれども、15%の必要経費というのを見ております。先ほどの15%の中で、企業全体として10%の利益を計上しているかどうかと、それはまさに企業の運営だと思います。今申し上げたオーバーヘッド的な15%というのが高いのかという議論についてはですね、他の人材派遣会社等の実態から見て、高いとは思っておりません。これだけははっきり申し上げておきます。

また、企業が実質的に1社であると、これについては率直に認めます。町内の現況においてですね、今ご指摘がありましたように、利根郡で幾つかあると、あるいは前橋にもあるだろう、全体を見ればもっといるだろう、これはそうでございますけれども、この間、大新東を選択しているについては、町内の実情に承知しているという事と先ほど、金が外部に流出しているというご指摘ございましたけれども、大新東は地域の方をきちっと雇用すると、その前提で委託契約等を行っております。

したがって、先ほども外部流出が10%というご指摘が正しいかどうかは別といたしまして、ほとんどの雇用経費、あるいは雇用者がどこにいるかということにつきましては、町内の方々がきちんと働いていただいているという会社であるということについては申し述べておきます。

ご指摘どおり、1社随契で良いのかということについては当然、環境を整えながら、そういう形ではないということについては求めていく必要があるかと思っておりますけれども、町内の方に基本的には働いてもらおうと、その条件を満たす企業というのは有り得るのか、今後、十分調査、あるいは検討していきたいと思っております。

さて、内容について、若干答えさせていただきます。

今まで町の職員が行っていた業務、仰るとおり町の職員がすべての業務をできるという

ことは確かだと思います。今ご指摘がありました従前、町でやっていた業務をよそに出すのはおかしいというご指摘であればですね、今までどおりの全ての事はすべて町の正職員がやれというご指摘ですので、これ行政改革大綱に照らしても違いますし、私が前段申し上げた行政においてもアウトソーシングを進めて、合理的な運営を図るべきだという観点からも違います。

また、議会でご承認いただいて2ヶ年にわたり、外部を活用するという議決の結果とも違いますので、それについてはすべて今まで町がやっていた事は引き続き町の正職員がやるべきだというご指摘については、全くそう考えていないということを最初に申し述べさせていただきます。

さて、具体的に申し上げますと、現在出しております考え方といたしましては、人材確保、高度な知識、技術を必要として人材確保の困難な業務、これはもう今までやってきた設計業務の外部委託であるとかですね、専門的な調査の外部委託であるとか、論をまたないと思います。それから変則的な勤務が必要となる業務というようなものがございまして、現在、外部に委託をしているというときの条件といたしましては、保障や事故等への対応など、安全対策等が整っていること、したがって、この部分について、相当部分が受託した会社の責任となります。当然のことながら、その部分に関する経費というのが出てくるはずですよ。

次に、行政サービスが低下しないという前提で現在の選択をしております。

そしてまた、相当な経費節減が見込まれること、この3点、条件を照らし合わせる中で、民間の業務委託を検討し、その中でも条件の整ったもの、可能なものから業務委託を進めているというのが現況でございます。

また、今ご指摘のありました直接町が管理する中でやっていけば良いというご指摘ですが、先ほど私はすべてを正職員でやるのは不可能であると申し上げました。あるいは適切でないと申し上げました。そのあとで他の雇用形態があるだろうというご指摘があるかどうかと思います。

まず1点、臨時職員での対応については、雇用の期間が限定されております。スポット的な業務については適しておりますが、常勤を必要とする業務について代替させるというのは適当でない判断いたしております。そしてまた、嘱託職員という対応の仕方でございます。嘱託職員、町でも活用しているのはご存じのとおりでございますが、嘱託職員は地方公務員法で週29時間以内の勤務ということで、それ以上勤務させることはできません。したがって、常勤職員の代替と直接にはならないと思っております。またご存知のとおり、嘱託職員というのは賃金を抑えて雇用させて頂いてるということもありますし、現在、いろんなところで問題になっております3年を超えての雇用ができません。

従前、県でも町村でもやっておりましたが、ケース的に2年某かで切るという方法については現在、厳しく規制されておりますので、実質的に3年以上は難しいということがございます。また、常勤一人分を今言った嘱託であるということになると複数でやらざるをえない。これは当然のことだと思います。

そしてまた、特定の事項が例示されたやり方としてですね、個人委託がございまして。

個人委託、今ご指摘があったように個人委託は経緯から言って、していないわけではございません。しかしながら、個人委託については安全管理、あるいは今ご指摘のあったことについて言えば、運行責任、これについて受託者が対応をしなければいけない、そういう契約形態です。

果たして、今ご指摘のあった、あるいは現況動いているものが、これがわかりやすく言いますと、経緯があり、従前やってらっしゃる方が非常に安いコストでですね、やる事が出来るという特殊条件でやっておりますけれども、これについてはいわゆる現在、いろんな民間会社で問題になっております偽装請け負い、そのものでございます。

議場で、そのものと今、町がやっていることを言っているかわかりません。これは経緯を含めて、地域の方が半ボランティア、半分は今までの経験を生かすということで一生懸命にやっただいている、そういう積極面がありますので、そういう状況です。

それを一般化するということについては、全く出来ないということをご申し述べさせていただきます。

それからコストが高くなっているということについて、委託を検討した時点でも検討の数値を申し上げます。月夜野給食センター、現在5300数十万円で委託しておりますが、これを同じ数の町の正職員、あるいは臨時職員を組み合わせで行った場合、700万円以上かかるという試算の基に外部委託が適切であると判断したところでございます。

新治給食センターについても3500万円弱で出しておりますが、試算は4500万円近いということでございますし、スクールバスにつきましては、2400万円弱で出しておりますが、これは試算のやり方にもよりますが、約4500万円かかるものをこの金でお願いしているのだ等々の試算の結果、外部委託し、しかもその相手方が誰なのかということについては、一番最初に申し上げたとおりでございます。

したがって、現在、各種の外部に委託することが適切であろうと、そのことが経済的であり効率的である。また、労務管理等の分担としても適宜やってもらうという前提で出している現在の業務については適切だと考えておりますし、一方的に契約形式が随契だからという事で受託している民間業者が過当に設けているというふうには認識しておりません。

但し、現在、ご指摘のあった中で最後の一点、具体的に問い合わせがあった時に、個別にどういう運営をしているか、問い合わせないと分からないという点につきましては、昨日の業務であるとか、日々の業務の細かい部分について、そういう点が生じることもあろうかと思っておりますけれども、基本的に議員の方々がどうなっているのだ、どういう運営をしているのだと、こういう問題はどうかということについては、きちっとそれを所管する担当なり、課で把握しておくべきだと思いますので、その点について、ご指摘のようなことがあれば、改善に努めていきたいと思っております。

以上、第一の答弁とさせていただきます。

議長（久保秀雄君） 11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） ここにホームページのコピーがあるんですけども。

平成21年度指名停止千葉県木更津市公式ホームページと。そこに指名停止の業者に大新東(株)玉山雅之、こちらの町の契約書にも玉山雅之ですから、同じ会社ですね。

それがですね、先業者は、関東地方整備局千葉県内に所在する事務所を含むが発注する車両管理業務について、遅くとも平成17年1月1日から平成20年7月15日までの間独占禁止法違反行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止すると出ています。

で、何やったんかなというんで、ちょっとまた調べてみましたら、2009年6月24日15時5分、さくらフィナンシャルニュース東京ということで出ていまして、公正取引委員会は23日、国土交通省地方整備局における車両管理業務の入札に関して、独占禁止法違反があったとして、シダックスの子会社、大新東に対し、排除措置命令と課徴金納付命令を出したと。大新東は企業や官公庁、自治体が保有する自家用自動車の運行管理を手がけている。違反行為は大新東が北海道開発局及び、各地方整備局発注の特定車両管理業務について、予め受注予定者が受注できるように受注調整を行っていたため、公共の利益に反して車両管理業務の取引分野における競争を自主的に制限していたというもの、談合ですね。で、課徴金の額は2億645万円で、2010年3月、今年ですね、第一期第四半期決算では特別措置に計上する予定ということで3月に払ってると。こういう事は、みなかみ町は知っていたんですか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) ただ今、ご指摘のありました指名停止の件については承知しておりません。
ご質問は、ほかに答えてよろしいでしょうか。

1 1 番 (島崎栄一君) 承知していないんですか。

町 長 (岸 良昌君) 承知しておりません。

議 長 (久保秀雄君) 11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

1 1 番 (島崎栄一君) 承知してないと、知らなかったということですけども、各地のですね、木更津市以外にも大阪市もいろんなところでですね、こういう情報を受けて指名停止にしています、大新東を。みなかみ町はどうするんですか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 指名停止ということについて、島崎議員も十分ご存じだと思います。

指名停止というのは、新たに業務発注する際に指名を行わないということでございます。

これは全国のどんな大きな土建会社であっても3ヶ月、あるいは6ヶ月という形でいろんな機会に指名停止があったというのはご存知だと思います。

例えば、指名停止について、公共工事で申し上げますと、国全体のこともありますし、いわゆる地方、出先機関毎のこともございます。例えば、群馬県が指名停止したからと言って、栃木県が指名してはいけないということはございません。

つまり指名停止とは何かというと、当面の間、指摘したような事項が改善されるまで、これは期限が切られています、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月等々ございます。これは監督官庁

と相談の上、決めていくものですが、その期間の指名を行わないということだけです。その間にやっている事業、あるいは契約が現在履行中のもの、すべてが無効になるというものではないということは確かでございますし、例えば、現在、新たに大新東を新たな業務で、町が契約しようとするときにどうするかという事態が生ずればですね、その時は、今ご指摘のあった示すべき主体が指名停止を行うわけですから、その時にみなかみ町が随契の相手として不相当だという判断するというところでございまして、現在、業務を出している、それを遂行してもらっているという事とは全く関係のない事象だと思っております。

今島崎議員から、ご指摘のあった大新東が指名停止されたのを知っているかということについて承知していないと申し上げましたけれども、今ご説明いただいた国交省の車両運行に関する件についてはですね、非常に幅広い業者が非常に幅広く行っていたという事で、既に昨年来、改善措置が行われるところであってですね、そのこと自体が特別我々が契約している大新東とシダックス、これ別会社です。

指名停止の話がありましたけれども、例えば、どんな会社であってもですね、指名停止があった時に子会社だとか、親会社というのは波及しないというのは当然のことですから、その点からいっても違うと思います。

順次、今申し上げたことを整理いたします。その事実は承知しなかったけれども、我が町が契約している会社とは別会社であると、形式論です。それからまた、我々は今指名してる訳ではなくて、その関連会社が町の業務をやっていると、これの随契等については十分以前にやっております、現在の業務執行において問題があるとは思っておりませんので、検討の必要はないと考えています。以上でございます。

議長 (久保秀雄君) 11 番島崎栄一君。

(11 番 島崎栄一君登壇)

11 番 (島崎栄一君) 別会社ということ言っちゃたけども、そうじゃないんですよ。

シダックスが指名停止になったんじゃないんですよ。シダックスの子会社、大新東に対して、大新東が受けてるんです。だから、別会社ではなくて、今みなかみ町に入ってる会社が談合したということです。

で、お金は競争入札するから、談合して、値段を釣り上げて、税金を泥棒してますけども、みなかみ町は談合する必要はないんですよ、随契だから。それを知っててやってたって言うなら、また、やってたとしたら問題ですけども、知らなかったってことはどういうふうにお金をつり上げられてたか分からないということですね。

で、さらに言うんですけども、聞きたいのは、指名、入札、指名入札のその最終的な判断、各課がですね、この仕事をしたいから、こういう業者に発注したい、入札したいということは何社か出すと、で、最終的にその会社の指名で良いのかどうか、最終的に判断するのは総合政策課だと思います。で、その会社が適当かどうかというのをちゃんとチェックして、やっていると思うんですけども、総合政策課は、こういうちょっとホームページ、インターネットを見ればパッと分かる情報についても把握せずに大新東を随契したんですか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 時間的にきちっと確認する必要があると思います。

指名したときに、指名停止期間中であつたのか。それと先ほど申し上げたとおり、指名停止がどこまで効力が及ぶのか。これについては事実関係でございますので、後ほど、正確に整理したいと思っておりますけれども、いずれも該当しないと感じております。

さらに、先ほどもう既に答弁をいたしました、いくらか分からない、そんな事は言っておりません。きちんとご説明したつもりです。直接経費に15%の管理費しか載せていないと、管理の内容から言ってこれは安いと明確に答弁をいたしました。

にもかかわらず、いくら取られたか分からないと、ご指摘の向きが理解できません。

もう一点、指名の話については全く別の話だと思います。通告の範囲を離れていると思っておりますけれども、議長が止めませんの答弁させていただきます。

指名につきましては、指名競争入札という格好で町内で広く適用しております。

誰が指名するのかということについては、副町長の下に課長が構成する指名委員会の中で業者を選定してきております。その指名内容の理由につきましては、事業によって違いますけれども、これは町内の業者がやっていただく規模であるとか、あるいは幅広く全県下の業者に適切などころを選ぼうとか、物事の規模、内容、そして施工、執行等々に要する能力という観点から判断しておりますけれども、第1点として、一番最初に島崎議員のご指摘された、出来る限り町内の方々にやっていただきたい、この線についてはいつも意識しているところでございます。以上です。

議 長 (久保秀雄君) 11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

1 1 番 (島崎栄一君) 大新東はですね、東京調布市、東京に本社のある会社でなかなかこちらから見え難いんですね。

で、そういう中で、町が発注する時にその会社がちゃんとした会社なのか、ちゃんとした仕事をしてくれるのかどうかというチェックは当然しているんですね。

で、その責任は直接には総合政策課ですか、チェックの責任は。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) ただ今、ご指摘がありました会社の話のご質問ですが、会社のことは当然お答えしますが、どういう判断をしているかということ、現実の管理運営にあたって、非常によくやっていると聞いています。

少なくとも、現地に駐在しておる責任者、現場の責任者、これは信頼をおける人間ですし、十分業務調整もやっていると聞いています。

さて今のご質問です。誰がチェックするのかということについて、財政当局でありますから、総合政策課ということもあろうと思っておりますし、委託であるとか、指定管理であるとか、先ほど申し上げました行政改革大綱の一環ということでもありますので、総務課並びに総合政策課が主体的に取り組んでいると理解しております。

議 長 (久保秀雄君) 11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

1 1 番 (島崎栄一君) 木更津市とかですね、他の市ではちゃんとこう情報をチェックして指名停止という事で、排除している。

去年の6月の話ですから、今年の4月の契約書には間に合うはずなんですけども、総合政策課はこの大新東についてどのような調査をしたんですか。課長は答えられないんですか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) すみませんがもう一度、確認したいのですけれども。

ただ今の昨年の話と、今おっしゃいました日付、この関係を明確にさせていただけますか。

1 1 番 (島崎栄一君) 2009年の6月24日ですね。

公正取引委員会は去年の6月23日に公表してるんです、こういう情報を。で、コピーでもらった町と大新東との契約書にはどういう日付が書いてあるかっていうと、契約締結日が、平成22年4月1日。

町 長 (岸 良昌君) はい、わかりました。

この契約、今ご指摘のあった自治体が指名停止して、その直後にみなかみ町が当該の会社と契約しているというご指摘だと思います。

これについては先ほど申し上げましたように、我が町として指名停止した事はございませんし、なぜ指名停止しなかったのかというご質問であれば、先ほど答弁したように承知していなかったということもありますけれども、承知していたとしてもですね、みなかみ町の主体的判断として、その業者が随契の相手であるということについては、一向に支障がない話だと思っております。

それはなぜかということについては、縷々今まで答弁してまいりました。

現地でしっかりしているとか、地元雇用が確保できるとか、そういう要因があり、尚かつ経済的、合理的な委託ができるという答弁をしたとおりでございます。

議 長 (久保秀雄君) 総合政策課長宮崎育雄君。

(総合政策課長 宮崎育雄君登壇)

総合政策課長 (宮崎育雄君) この業務委託に関しては、随契という特殊なケースでございましたので、2009年度、最初に契約を結ぶ時に全員協議会に大新東の役員を呼びまして、議会の皆さんに詳しくご説明をしていただいた経緯があります。

ですから、その時に大新東の説明を聞いて、皆さんが委託を試みようかと、任せようというご判断をしていただいていたと認識をしております。

その時にやはり雇用の安定ということもございましたので、当面3年間、お願いをしたいということでお願いをしました。

したがって、その時の予算についても債務負担行為という形で3年間認めていただいた経緯がございます。

尚、その時に指名停止になっていたかどうかという話なんですけども、そのときには指名停止になっていなかったと判断しております。

先程、島崎議員の話にもありましたように、2009年の6月ですから、この契約の話が出たのが、2009年の4月でございますので、そのときには指名停止という措置はさ

れていなかったと判断しております。以上です。

議長(久保秀雄君) 11番島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) で、契約書の締結日は平成22年4月に改めて契約している。

それでその今の話だとチェックしてないような感じですね。で、契約に関する相手の会社はどういうものをきちんと管理するのは総合政策課の仕事じゃないかと思うんですけども、その点では、ちょっと落ち度があったんじゃないかなと思います。

で、更に言えば、議会が決めたのが4月と、それから2ヶ月後に国土交通省からそのようになって、平成17年から談合していたということで指名停止になっていますから、みなかみ町が契約してる間も、そういう種類の会社が仕事をしていたということで、そういう情報をですね、改めて議会に出してもらえれば、議会はそれはその会社を随契で1社指定で発注していいかどうかという判断を改めてすると思います。

今までそういう情報を出してなかったわけですから、これは再検討しなければならない重大な情報だと思います。で、安くなる、安くなるという、町長のことだったんですけども、シダックス、大新東のですね、去年大幅に拡大して、継続的に何年も仕事が入ってるのは、新治の給食センターですね。その他は去年度から急遽、パッと広がったということですけども、新治の給食調理委託料についてどうなっているかという事で見ますと、平成18年には2313万円、平成19年が2627万円、平成20年が3201万円、平成21年3484万円ということで、年々増えています。

で、昨日、いろいろちょっとせっかく今日に延ばされたんで、なるべく調べようということで、教育委員会に行きまして聞きました。

それで返事が返ってきたんですけども、平成18年度から19年度で委託料が約300万円上がった要因を当時の関係者から経緯を聞いたが、下記の内容であったという返事を今朝もらいました。

労働基準法の群馬県最低賃金に抵触していたため、当時、町とシダックス社と協議を行い、給与改正の結果、約300万円の値上げとなった。給与を改訂対象者は、シダックスに雇用されていた給食調理責任者、副責任者、一般調理員、配送員、調理パートの13名であったと。最低賃金も守れてなかったと。かわいそうですね。それほど叩かれて。

で、現在の給食センターの調理員の時給、これも最低賃金にプラスちょっと何十円かっというみたいですね。ワーキングプアと、働いても働いても貧乏だという社会問題がありますけども、時給700円というのは、8時間働いても5600円、20日間働いても、10万円、生活保護水準に届かないぐらい。そのような時給で町は仕事を発注して子供の給食を作ってもらっている。

で、私が総務課なり、何なりに質問して大新東はじゃあ給食センターとか、その認定子ども園の先生ですね、幾ら払っているんだという質問をしても分からないという返事なんですよ。で、税金を使って仕事をしてるわけですよ。町の仕事です。で、その働いている人たちの労働条件について、町議会でチェック出来ない、これも非常におかしいと思います。

同一労働、同一賃金、これが私、正義だと思います。同じ仕事をしたら、同じ賃金をもらう権利があると。それが行われているかどうかさえも分からないと。

認定こども園の先生は、11人が正職員、7人が派遣。で、その間に同じ仕事をしている格差があるのかないのかのチェックも出来ない。

このようなことでは責任を持ったですね、町政を行えないので、このような中抜き会社を入れないで直接、町が責任を持って労務管理すべきだと思いますけど。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 詳細については担当の方から説明させますけれども、今全体の話で前段の話にありました、こういう会社というご指摘ありました。

尚かつ指名停止について、1ヶ所の話だけされていますから、こういう会社という話が出てくるのだと思いますけれども。

皆さんご存知のとおり、国交省の車両運行についてはですね、いわゆる運行に関わる受託をやっていた大手すべてが該当しているというのは客観的事実です。

即ち、運転業務等を行えるしかるべき業者は何らかの格好で、どこかでその時の談合の制裁処分を受けているということだと思いますので、その話のこういう会社と答える必要もありませんけれども、それについては、だからどうだということだと思っています。

それから、先ほどから申していますように、雇用の確保、これは言うておりましたので、その雇用の条件が非常に悪いと、これを何とかしろということであればですね、これは、年度の契約の時に経費の見直しもできますし、また雇用の条件について、委託について、ここまでの雇用条件でやってくれと再度申し入れるというような形については十分できると思っております。

以上、ポイントだけ申し述べましたけれども、具体的にご質問があった内容については担当の方から答弁させます。

議 長 (久保秀雄君) 教育課長青木寿君。

(教育課長 青木 寿君登壇)

教育課長 (青木 寿君) それでは答えさせていただきます。

まず、先ほどの件でございますけれども、18年度から19年度に300万円上がったというのは、先程島崎議員が読み上げたことを私その当時の関係者から聞かせてもらったものをお渡ししたものでございます。

それにつきましては、もう担当者、当時の関係者、給食所長等につきましては、退職をされている方なので、電話によって確認をさせていただきました。

調理業務の内容の変更に伴って、責任者や調理人数の給与ランク等の変更もあったので、最低賃金との関係から300万円からの値上げがあったということでございます。

それから前にご質問のありました町民の収入というようなことを考えますと、給食センターについては、現在41名の方が働いております。その内39名が町内の住民の方、2名が沼田の方ということで働いていただいております。

39名の町内在住の方は、今までの前の状況よりは労働環境というものは、会社に依存して今行われておりますけれども、上がっているのではないかという判断をしております。

それから、給食センターの職員の人数という事で、昨日、監査委員さんから行革に基づいて、240名体制ということで報告がございましたけれども、その中で平成18年当時は役場の職員が10名配置されておりました。その時には水上、月夜野、新治と3つの給食センターがあったわけですが、10名の職員がおりましたけれども、現在は3名の職員、1名が正職員で、2名が嘱託職員ということでございます。

最低でも、月夜野、新治と今2つの給食センターで運営を行っておりますけれども、2つの給食センターには正職員を置いていただいて、食の安全管理の責任という意味からも、ぜひともそうにさせていただきたいと思っております。

また、会社の調理場内の衛生管理、安全管理等の徹底ということでございますけれども、現在、会社の栄養士が専門的にですね、定期的に巡回をして、職員の健康管理、衛生管理、研修会等を行って、専門的な観点から徹底指導を行っておりますので、そういう意味から、現在の職員の人数で行っていただいているということで、私どもは今のところ非常に安心をしているところでございます。以上です。

議長（久保秀雄君） 11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 総合政策課の課長はですね、議会の承認をもらったという、さっき言いました。で、その時に議会での検討のときに、こういう指名停止の状況を、談合していた会社だという情報は議会には来ていません。

ですので、そういう改めて今回、今日知ったということですから、改めて、議会の方で再検討しなければならないんだと思うんですけども。

それからですね、給料が分からない。同一労働、同一賃金の原則が守られているかどうかもチェック出来ないという、こういう体制はおかしいんじゃないですか。

議長（久保秀雄君） 総合政策課長宮崎育雄君。

（総合政策課長 宮崎育雄君登壇）

総合政策課長（宮崎育雄君） だた今のご質問ですけれども、当然、工事と同じで委託するに当たっては積算をしてまいります。

その積算をしていくときに、一人当たりの給料が幾らというのが出てまいります。

それに基づいて最終的な金額が決まっているわけなので、現在、その積算根拠に基づいて、その労働者にその金額が支払われているかどうかということについては確認をさせていただいております。

額は個人情報ですので、具体的に申し上げられませんが、積算根拠に基づいてきちっと労働者に賃金が支払われているということだけお答えさせていただきます。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸良昌君） それでは、最後にまとめさせていただきます。

今、課長からも申し述べましたし、最初から私がお答えしているとおり、積算根拠の数字にオーバーヘッドを載せたもので委託しておるということでございますし、今最後のご指摘のありました議会で再検討すると、これはまさに議会のご判断ですから、執行部がどうこうということはございませんけれども、実際、どういう会社である、そのときの判断

の時の情報が欠けていたというご指摘だと思います。それは縷々申し上げますように、町内の、我々町が委託している業務の運営に当たって、何ら問題なく順調にやっていただいているということと、契約期間中であるということもございます。

例えて申し上げますと、土木の施工をやっている途中でですね、全く別のところである事象が出たので、そのことをもって、もう一度ご議論されるというのはご自由でございますし、議会のご判断ですけれども、現実には支障のないような形でのご検討を是非お願いしたいと、以上で答弁を終わらせていただきます。

議 長（久保秀雄君） 11番島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

1 1 番（島崎栄一君） 仕事をやっている途中に契約の変更はどうかということでしたけれども、遊神館は3年間の指定管理の委託ですけども途中で変えられるようですから、状況が変われば、変えられるということですよ。

で、町営のですね、町の役場の持っているバス、あっちに研修に行ったり、こっちいたりする、その運転も大新東に委託してると思うんですけども、その運転者の力量、その辺、・・・。

議 長（久保秀雄君） 11番島崎栄一君に申し上げます。

持ち時間が少なくなっておりますので簡潔に願います。

1 1 番（島崎栄一君） 接触事故等が結構あるんじゃないかという噂をちらっと聞いたんですけども、どうですか。

議 長（久保秀雄君） 総務課長木暮勤君。

（総務課長 木暮 勤君登壇）

総務課長（木暮 勤君） ただ今の質問ですけれども、派遣会社、町長の答弁にもありましたように、特殊な技術だとか、そういったものを持っているところに派遣会社としてお願いをしているということでありまして、会社の中でも随時講習会や研修会、また朝の朝礼等を行っておりまして、その辺をチェックされているというふうに、こちらの方では判断されております。以上です。

議 長（久保秀雄君） 島崎議員に申し上げます。発言時間が終了しております。

一言だけ許可をいたします。

1 1 番（島崎栄一君） 新しい情報に基づき再検討しなくちゃいけないものだと思うんです。

さらに言えば、町の規則、ルールを守らなければならないものの中に130万円以上の工事、80万円以上の業務委託については入札をするという規則ですよ、この町は。

だから、1億5千万円の随契をするというのは規則に反しています。そういう規則を守ってやるべきだし、さらに言えば、本来ならば・・・。

議 長（久保秀雄君） 簡潔に願います。

1 1 番（島崎栄一君） 直接にやるべきところだと思います。

町はですね、法師線の状況を見るように地域に根差した自治体なので、シダックス、大新東よりも経費を節減して、その業務を行う能力があります。

で、今、先ほどですね、教育課長がですね、正職員が10人から1人または3人に減っ

たからということで言いましたけども、職員の数を減らすのが、目的ではないんですね。
経費を節減するのが目的なんです。

議 長 (久保秀雄君) 11番島崎栄一君に申し上げます。

先ほどより再三注意してまいりましたが、命令に従いませんので発言の中止を命じます。

議 長 (久保秀雄君) これにて、11番島崎栄一君の質問を終わります。

議 長 (久保秀雄君) 暫時休憩いたします。

(9時55分 休憩)

※ 暫時休憩中に質問時間に関する確認がされた。

(9時58分 再開)

議 長 (久保秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順序3 1番 小林 洋 観光立町施策を問う

1. 外国人観光客の誘致

2. アウトドアスポーツによる地域活性化

3. 観光資源 (アウトドア) の保護と町の関わり

議 長 (久保秀雄君) 次に、1番小林洋君の質問を許可いたします。

1番小林洋君。

(1番 小林 洋君登壇)

1 番 (小林 洋君) 通告により、一般質問をいたします。

最初の質問ですが、外国人観光客の誘致についてということであります。

みなかみ町の産業の柱の一つである観光について、観光客全体の増加ということを考えた場合に国内需要が頭打ちの中、海外からの観光客ということが重要だと考えております。

8月26日の朝日新聞なんですが、政府の官公庁の調べで個人観光ビザの発給対象を7月から中間層まで広げたのを機に7月の中国大陸からの訪日のお客が16万5千人。

前年同月の約2.5倍。我が町もですね、この大陸からのお客様ということに限らず、外国人観光客誘致に対する明確なビジョンと戦略を持って準備対応することが重要だと考えておりますが、そこで質問なのですが、そういった戦略ビジョンを持った施策、また、過去の外国人の訪れたデータ、我が町のもですね。可能であれば、地域別等を踏まえて、お答えいただきたいのと、今度、広東省にインバウンドで及び、联合国際学院との友好締結の事業もあるわけですが、その辺も戦略の一部に組み込まれてるのかというようなことも踏まえて、ご質問いたします。お願いします。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 小林議員のご質問にお答えいたします。

一言で申し上げますと、外国人の数、みなかみ町は現在、外国人の観光客を把握する仕組みを持っておりません。

したがって、明確な数字を把握していないということですが、21年度の大ざっぱな数字として2500～3000人程度が外国人だというふうに推測しております。

今ご指摘がありましたように、今後インバウンドを推進していくという観点としてもですね、あるいは施策をつくる上でも、指標をきちっと抑える、数字を抑えるという必要性は強く感じておりますので、徐々に手をつけていきたいと思っております。

まず1つは、各施設から観光客の入り込み数というのを報告いただいておりますので、この中に外国人観光客の割合といったものを記入していただいて、大凡の人数を推計するというのが最初の仕事かなと思っております。

そしてもう1点、ビジョンに基づいて、特に中国人をはじめとする外国人の誘客、すなわちインバウンド事業を推進してはどうかということでございます。

細かい数字は申し述べませんけれども、観光庁の方ですね、訪日外国人3000万人プログラム、現在の倍ぐらいの水準にしていこうと、したがって、2020年までには、2500万人ということを目標に掲げてということがあります。

実は昨日、DCに関する販売促進会議でもですね、運輸局長さんが具体的にその話をされていたところでございます。その時に明確なビジョンということでございます。

ビジョンについては、今後策定する必要があると思っておりますが、やはり今ご指摘がありましたように、中国からの訪問者が日本国としては増えている、あるいは今後とも、そこに向かって国全体として展開していくということでございます。

経済的な状況が、ますます発展しているということもございまして、東南アジアが、1つの大きなターゲットになるかと思っておりますけれども、台湾、韓国、香港等を含めたという意味ですけれども、中国について意識的に展開していくべきだろうと思っております。

中国に対しましてはですね、全ての観光地、日本中が狙っているということですから、言ってみれば、一番競争の激しいところに出ていくということですから、その中でも明確なビジョンを作らなければいけないと思っております。

今ご質問のありました、今度の広東省への訪問でございますけれども、国際聯合学院との提携という問題もありますけれども、それにも増して、平成20年に群馬県の大沢知事が、広東省でトップセールスを行って、その後も中国の旅行エージェントが、招聘事業によって群馬県を訪問しているということがあります。すなわち言ってみれば、県が開発してくれた場所、広東省というものをみなかみ町として徹底的に、そこを狙って、お客さんに来てもらうという広報、各種の活動ですね、この地点に集中させるということが有効なのではないかと考えているところでございます。

今、ご指摘のありました、あるいは本日、上毛新聞に出ていましたけれども、今度国際交流の一環として国際聯合学院の友好締結事業と合わせまして、広東省で広東省旅遊文化節、分かりやすく言うと、観光エキシビジョン、その中にみなかみ町として出品するとい

う事で、町あるいは議会及び国際交流協会等々の各種団体と一緒に出かけに行くというふうに考えております。

これについては当然のことながら、今後の観光振興、特にお客さんを誘致するという視点というのは、明確に持って訪問するということにはしております。

議長 (久保秀雄君) 1 番小林洋君。

(1 番 小林 洋君登壇)

1 番 (小林 洋君) 今度ですね、広東省のインバンド及び、联合国際学院との友好締結、友好関係に関しては非常に私は意義があるなと思っています。

と言うのは、新聞なんかでもそうなのですが、これは企業なのですけれども倍々に増える中国のお客さんの流れをしっかりと取り込みたいために中国人スタッフを3倍に増やすというような各事業者はそういう取り組みになっていますが、これから、ただ大陸からお客さんを呼び込むというだけでなく、そういった受け入れ側の体制も必要になってくると思うのですね。

そういった場合に聯合学院とのですね、学生さんとの人材交流といえますか、そういう形が受け入れ側のソフト面の中でも生きてくればなと考えております。

ということで、その辺を今回、せっかく招待されたとは言え、そういうことが次につながっていくことを希望します。

次に、2点目のアウトドアスポーツによる地域活性化についてであります。

アウトドアと言いましても、野球でも、テニスにしても、みんなアウトドアなのかもしれませんが、この場合、アドベンチャースポーツといえますか、自然を相手にしたスポーツ、みなかみ町はもう国内ではトップクラスであるのですが、先ほど町長の答弁の中でも、一番競争の高いところを取り組んでいくということですので、我が町はそういった面では非常に国内での競争力に関してはアドベンチャースポーツに関しては非常に高い部分だと思っておりますので、そこでですね、アウトドアスポーツの先進地と言いますか、ニュージーランドにクインズタウンという町があるのですが、この町は1980年代は3000人ぐらいの人口で、主な産業が冬のスキー場と、あとは牧場、酪農ぐらいの町だったそうです。

2009年度はですね、人口が2万7千人、ニュージーランドと言いましても、一つの国といっても、それほど人口の多い国ではありませんので、そこに対するに2万7千人の町というのは非常にそれなりの大きな町になっているそうですが、ここにしてみると、集客のカウントがですね、みなかみ町とか、日本と違って、宿泊数でカウントするらしいのですけれども。

だいたい宿泊数が235万泊。そのうち海外からのお客様が158万泊しているそうです。日帰りのお客様は、泊数でカウントをやっていますので日帰りのお客様はカウントはされていないようですけれども、やはり海外からのお客様がいらっしゃれば当然、長期滞在という形になりますので、だから、それに占める割合というのが多くなってくるのかなというような感想ですが。

そこで、私の友人たちといえますか、そのレベルの中でも、もう早くから、こちらのニ

ュージーランドの方にクインズタウンに学んでみようという動きもありまして、自分たちの力で、とにかく行って見てこようという動きもあります。

町も、この辺のところを学んでみる価値はあるのではないかと思いますので、その辺に関してはいかがでしょうか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) ただ今の点です。

昨日も行ってきましたDCの販売促進会議ですけれども、周辺からもみなかみ町、特に今、お話のあったアドベンチャースポーツ、これについて非常に目立っている、あるいは他にない魅力だという事で、多くの方から評価を受けたところです。

私は、新製品についてはこれだけでも、やはり従来の製品についても、きちっと売る方法を考えなきゃいけないというふうにお話してきたところです。

その中で、ニュージーランドの特にクインズタウンが、これについて、アウトドアで世界をリードする町になったという話は再三聞いております。ニュージーランドというのは、もともと人口より羊の多い国だと言われておりますし、非常に都市が散在しているということなので、そういう所に観光に来る人は、基本的に泊で数えるということだろうと思っておりますし、我が町としても泊まる人の数を増やしたいと、それはその通りでございます。

したがいまして、一言で申し上げますと、今ご指摘のありましたクインズタウン、これは非常に勉強になるなというふうに思っております。

今、小林議員の方から、町の方々も、興味をもって研究しようとしてるというお話がありました。前から申し上げますように、政策展開については町の執行部も考えますけれども、企画立案機関としてですね、議会の方にぜひよろしくお願ひしたいと思っております。したがいまして、町も調査しますし、町という言い方については執行部と、そして議会の皆さん方と合わせて研究していきたい。あるいは早急に研究する必要があるんじゃないかという認識を持っております。

具体的にどういう展開がいいのか、これはまたご相談しながら、そして関係団体とも相談しながら、どういう手法が最も適切なのか、十分検討いたしますけれども、今、小林議員のご指摘どおり、緊急に早急に調査し、なぜそれだけ多くの方々が来てニュージーランド、特にアドベンチャースポーツでクインズタウンに来ていただいているのかということについて、早急に把握する必要があるという認識を持っております。

議 長 (久保秀雄君) 1番小林洋君。

(1番 小林 洋君登壇)

1 番 (小林 洋君) クインズタウンが素晴らしいと思うのは、受入れ可能な観光客数とか、業者とかを環境調査によって、どれだけ増やしていいか、どれだけ受け入れていいかというようなどころまで踏み込んだ形でやっているということです。

それはもう安全と品質を確保するためにやっているのでしょうけれども、今我々は集客数を一生懸命増やしているということは相反することなのかもしれませんが、環境のことを考えて、どれだけお客さんに楽しんでもらえるか、その辺も非常に先端を行っている

思いますので、私も含めて勉強をしていきたいと思います。

そこで3番目なのですが、観光資源、そういった意味での競争力を持ったアウトドアスポーツを観光資源と考えたならば、そこに事故があってはならないと思うのですね。

ニュージーランドの場合、どういう方式でやっているかと言うと、アドベンチャー事業を営業するには、まず海難審判庁の審査がありまして、次に河川管理者の許可をもらうそうです。事業運用規定、ガイドの資格というのがありまして、ガイドの資格状況がどうなっているか、さっきも言いましたけれども、同じ業者数をそれで判定して、受け入れ可能な観光客数も環境調査によって、その基準によって決めていくという形になっているらしいです。

キャニオニングに関しては、ヨーロッパの世界キャニオニング協会によるガイド資格、また、バンジージャンプについてはニュージーランドを拠点に、世界展開している業者によるバンジージャンプ実施基準、ラフティングについてはニュージーランド海上保安庁規則、もうニュージーランドの規則が世界基準になっているという状況です。

では現在、わが町はどうなっているかと言うと、海外から来たお客さんや、それを経験したお客さんから見てみると、日本では飲食店の営業に許可が必要なのに、アドベンチャー事業を始めるのに何の許可も必要ないと。一番安全とか、自然を考えなくてはならない事業が、何の許可も必要ないと不思議でならないという、外国人からしてみると、そういうふうに写っているらしいです。

そこで実際に、もう過去に事故が起きた場合においてでもですね、やはり、地元業者じゃなくてですね、お客さんがあそこならお客さんがいっぱいいるから、あそこならお客さんが喜ぶからと、安易に技術も安全基準も持たない業者が急に入ってきた場合に、事故が起きているというケースが多かったと思います。

そういった面で、その辺の許可とか、あまり規制を多くかけるつもりもありませんし、それは規制をあまり強くしてはならないとは思っているのですが、最低限の基準とか、最低限の許可基準を、それはもう安全や品質や自然の環境を担保するためには最低限、必要になってくると思います。

彼らが考えているのは、アドベンチャー事業で大事なことは、自然、体験する質、そして安全、地域貢献、この4点を満たすことが絶対必要だと訴えています。

そういったある程度の基準を規制等も早急に考えていかなければならないと思いますので、それはまた県との連携等もありますけれども、その辺を町当局はどう思っているのか聞きたいと思います。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) ただ今のご質問にお答えします。

まずですね、今ご指摘がありましたとおり、今我がみなかみ町のアドベンチャースポーツについては大変に脚光を浴びている、そしてお客さんも増えていると。その時に今ご指摘のありました何らかの格好で事故等が起きれば、すべてが水泡にに期すというか、次の展開ができなくなる、イメージダウンになるということがございます。

その要因について今、小林議員の方から、ご指摘があったとおりで、そういうことはあ

るというふうに思っています。

したがって、昨年度の話、もう既にご存じの話ですけれども、アウトドア事業の安全対策のための支援ということで、アウトドア業者が気象と、天候予測、豪雨、外傷の初期対応、あるいは救急法、鉄砲水のメカニズム、リスクマネジメント等々について講習会を開催して、安全な事業の展開とレベルアップというものを図ったところがございますけれども、今ご指摘のように今後、どういう基準、先ほどご指摘があった質、安全それから、地域に対する貢献、そして環境への負荷等々を考えて、一定の基準を設けて実施してもらおうと、これについては非常に必要なことだろうと思っております。

組織的にもご存知のとおり、アウトドア、アドベンチャースポーツの事業者もアウトドア連合会という形で観光協会の中に連合会を組織してもらったところですので、窓口というものはでき上がっているのかなと思います。

したがって、今ご指摘のありました、それぞれの講習、種目と言いますか、物事の安全基準作り、あるいは最低の水準、あるいはそれを登録するとか、ニュージーランドの例で今ご指摘のあった何らかの資格を付与するとか、今後そういう展開というのは早急に必要なのだろうと思っております。

1点、ご紹介させていただきますと、DC特別委員会の委員長ということで、今大変にご活躍いただいている地元の小野里県議がですね、県議会の方でアウトドアに関する安全確保のための勉強をどうするのかというご指摘があって、大沢知事もですね、ただ放置していればいいんじゃない、ただ規制ばかりしているのもよくないと、こういうポイントでお答えになっています。

私も実はそのとおりだと思っておりますし、日本の、何ていうのですかね、ヨーロッパ、アメリカ等々、ニュージーランド等も含めますけれども、安全に対する、あるいは自己責任の考え方がどうも違っているということがあるので、この辺もよく整備しなければいかんというふうに思っていますけれども、何らかの格好で、そういう形で理解を進める必要があるのだと思っております。これはちょっと長くなって申しわけありません。

誰もが安全で、このことを経験すると、同じ種目でもですね、そのレベルとある程度の競技をやるということと、トップレベルの競技をやるということは違うと思っております。

但し、どこを使っていいよと、ここで何をしたいよという時にですね、誰でも来て、きちっとした人がガイドして、安全に楽しませるといふものと、競技としてやるいふものと、世界水準でトレーニングすると、これは安全に対するリスクといふのは違っても構わないのだと思うのです。

ところが、日本の、町もそうですけれども、行政といふのは、あるいは何か起きたときのメディア、すなわち一般の方の反応ということでもいいと思うのですけれども、一律に判断してしまうと、これが先ほど申し上げた西欧と日本の差なのかなと思っております。

その議論まで進める必要はありませんけれども、我がみなかみ町といふのは、非常に自然に恵まれていますので、今申し上げた各種のカテゴリーを受け入れていきたいと、最先端のモノもいふふうに思っています。その事と、今ご指摘のあった観光客が来てもらって誰でも安全に楽しめる、それについてはこういう資格を持っている人が、こういう基

準に基づいて行くと、これをやっていく必要があると思うのです。

先程ふれた県知事の答弁はですね、幅広く検討していくということでしたけれども、群馬県の中のみなかみ町のアドベンチャースポーツに対する位置から見てですね、議員の皆様とご相談して、みなかみ町としての条例を作ればですね、別にそのことによって、よその市町村が迷惑するわけでもありませんし、先進的な所ですから、そういう面でも先進的に動いていって構わないのではないかと考えています。

小林議員から議員としてのご指摘もございましたし、一緒に研究を重ね、関係者とも協議をする、そして必要なところの調査をやるという中で、そのような方向で議会と町が一緒になって、最先端の町ですから、最先端の安全性を確保するという施策を打っていく事が重要なかなという認識を持っております。

議長 (久保秀雄君) 1番小林洋君。

(1番 小林 洋君登壇)

1番 (小林 洋君) 昨日、開会冒頭の町長のあいさつの中にありましたが、今年の夏は常にマスメディア等に取り上げられて、私が自分の足で歩いてみても結構、お客さんが来ているようにも感じますし、各業者に聞いてみても、今年の夏は本当に良かったという手応えがある中で、やはりその逆もあり得るわけですね。

何か事故が起きて、マイナスイメージがポッと出てしまえば、もうすぐに今の情報化社会の中ではそれが直結してしまいますので、ぜひ商業アドベンチャーというのですかね、スポーツとか、趣味とか、競技とかでやっているのは別として、コマーシャル等、商業的にやっているようなアドベンチャー事業に関しては何かしらの最低限の規制は必要になってくると思いますので、またそこで我々議会、行政の方も目指すところは町民の幸せと町の発展というところでは同じでしょうから、その辺もお互いに知恵を出し合いながら、そういう良い仕組みが出来て行けたらと思いますので、これからも引き続きやっていきたいと思えます。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

議長 (久保秀雄君) これにて、1番小林洋君の質問を終わります。

議長 (久保秀雄君) この際、休憩いたします。10時35分から、再開いたします。

(10時20分 休憩)

(10時35分 再開)

議長 (久保秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**通告順序 4 3番 中島 信義 1. 幸知小学校及び第2保育園の跡地について
2. 生活道路バイパスの整備**

議長（久保秀雄君） 次に、3番中島信義君の質問を許可いたします。

3番中島信義君。

（3番 中島信義君登壇）

3番（中島信義君） この度、初めて議場の中で一般質問させていただきます。

先程、議長から許可がおりましたので、町長の方へ2件ほど質問をさせていただきます。

と同時に、こういった雰囲気になかなか慣れませんので、内容とあるいは言葉遣いに若干の失礼があるかもしれませんが、そのときには冒頭にお許し願いたいなとそうように思っております。

私も年齢だけは重ねてきましたが、やはりまた、この独特な雰囲気というものについては緊張をしております。したがって、質問等々がスムーズにつながらない部分があるかもしれませんが、その辺は先輩議員の皆さん方を含めて、ひとつご指導、ご協力をいただければと思います。

それでは1番目の質問に入ります。

まず、まだ閉校になっていないので、跡地というには若干適切ではないかなと思います。23年4月より、幸知小学校が水上小学校へ統合することになりました。

したがって、その時点で跡地になることは間違いありません。そういう中身についてですが、現在、幸知小学校が使っている校舎、あるいは土地については調べたところ、あそこは旧の中部中学校の跡地となっております。

幸知小学校の跡地というのは、今使われていない校舎、要するに危険極まりない建物が幸知小学校の跡地ということであります。それは一口で表現的にはそういう表現をしましたが、第2保育園を含めて、あそこを幸知小学校跡地という表現をさせていただきます。

幸知小学校は、明治41年4月に湯桧曾区にありました小学校、昔で言えば国民学校ですかね、それと綱子区にありました小学校が統合して幸知小学校となりました。

その当時、幸知小学校区というか、幸知区ですね。6軒くらいの住宅しかなかったということです。それは新聞等の旧の写真を見ても本当に建物があったかなというぐらいの所です。それがああいったその集落で、なかなかこちらに出てきたほどの住宅が並ぶということには大変いろんな問題があったと思いますが、現在は30数戸というところまで増えてまいりました。

その中で明治41年に開校した幸知小学校、平成20年に開校100年ということで記念行事をさせていただきました。大変多くの小学校の卒業生を輩出したわけですが、その後、木造の建物から2度ほど、鉄筋校舎に建て替わりまして、現在の小学校の方へ移っております。

その2度ほど建て替えたというのは、現在の廃校となっている建物がまず1回目という事で、2回目については現在使っている中部中学校として建てた校舎を幸知小学校がそこへ入って、使うようになりました。最初の鉄筋の建物については、昭和32年に、建物を見れば分かると思うのですが、柱と柱の間がブロック積みというような形で昔はコンクリートが主に使われておりましたので、廊下もしっかりとしたコンクリートになっていますが、当時に見れば素晴らしい校舎だったのでしょうか。

昭和33年に今の幸知学校の校舎が、中部中学校として建設されました。当時、中部中学校は現大穴スキー場のすぐ下にありました。中部中学校として建てた校舎も約10年ぐらいで、水上中学校と統合になりまして、現在の水上中学校の方へ行っております。

そのあと昭和44年ごろから昭和52年頃までは単なる建物として残っておりましたが、東京電力が玉原発電所建設ということで事務所として使いたいということで約6年間ぐらい、はっきり数字はちょっと言えませんが、建設事務所として改修して使ってまいりました。それが昭和58年頃だと思います。

その後、幸知小学校として、幸知小学校がその建物に入ったのが昭和60年、したがって、そのときには今に言う耐震強度というものは言葉としてもなかったかもしれません。

で、現在に至っております。約20数年になります。

で、私が言いたいのは、昨年4月に3月いっぱいまで廃園となりました第2保育園の建物、それと昭和60年に幸知学校が廃校になりました旧校舎、それと現在使っている校舎等々がすべて廃屋になります。

その中であの地域、あの地区において、町当局、行政が所有する建物があのまま放置されては地域住民、また観光面においても大変見栄えが悪いということになります。

それと第2保育園も旧幸知小学校も、あるいは今の幸知小学校の校舎も建物としては使えないという判断になっております。これは幸知小学校が水上小学校へ統合する時の話が耐震強度が足りないと、児童生徒・先生方の安全が保てないという第一の話がそこでありましたので、では残されたから、その建物を何とかしようというのは甚だ地域住民も含めて、筋違いの話かなと思いますので、これは早急に建物を解体して更地にした方が良いのではないかという話は、私ももちろんその気持ちであります、地域の住民の方々もあのまま建物として置かれても大変困るという話が大方の話です。

今の町の財政状況から含めて、あの建物を解体するには相当の費用、お金がかかるかと思われま。しかしながら、行政としても一般の我々個人としても自分の隣に廃屋になった建物があるというのは、これは誰しも心配するものではないかと思えます。

何とかあの建物を時間的にも速やかに、できれば早くという言葉をつけ加えさせていただきますが、解体という方向をぜひ見つけていただいて、跡地を地域のためにするのか、あるいは民間を入れて活性化に結びつけるのか、そういったものも含めて、広大な土地、全部をひっくるめて、約13,000㎡くらいあります。

参考までなのですが、今、ヤマキの建物は建築がほぼ終わったということなのですが、建物だけが約16,000㎡だそうです。若干、それよりも少ない程度、昔の言葉で言えば、1兆3反ほどになります。かなり広い面積があります。これは如何様にでも役立てる方向が見つかってくると思います。

しかしながら、豪雪地帯の地区として、なかなか民間の参入が難しい部分もあろうかと思えますが、やはりこの辺は行政の力を十分お借りしながら、地域活性化のため、また、町の活性化のために跡地を生かしていければと、また生かしてもらいたいということで、第一の質問ということでいきますが、万が一あゝいう建物が残っていると、要するに何と言ったらいいのですかね、余り感心しない人達が入ってくるのではないかと、そういった

ときにも地域の方々が対応できない部分があるのではないかと、そういうものも含めまして解体、更地ということをお聞きしたいと思いますので、町長、よろしく願いいたします。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） ただ今の中島議員のご質問にお答えしたいと思います。

幸知小学校の歴史について、縷々ご説明いただきまして、ありがとうございます。

その上、大変丁寧にご質問いただきまして、私も答弁の中で言葉については気をつけるように答弁したいと思っているところでございます。

今、歴史をお話になりましたように、地域の方々の幸知小学校に対する思いというのはよく理解できたところでございます。今回、幸知小学校と現水上小学校を統合して、新しい統合水上小学校を現水上小学校、つい先日直した施設を使って新しい小学校を造らせていただくということについて、地域の方々とご相談する中で方向性を出していただいたところでございます。

教育については、特に少子化や兄弟が少なくなるといったような中で、やはり教育には一定の学童の規模が必要なのだろうということについて、父兄を中心とする地域の方々にご理解願った結果だろうというふうに理解しているところでございます。

とは言いながら、現幸知小学校の校舎が不要になりますし、また、これについては行財政改革行動指針の中でも公共施設の統廃合ということで、一般的に公共の施設をどうするのだということが述べられておりますし、19年11月の時点でさまざまな町の施設187あると、これらの施設に管理運営の見直しや統廃合を進めていくことが行動指針で示されているところでございます。

個別の微調整があるにしても、基本的にはこの行動指針に基づいて、執行に当たっていきたいと考えておるところでございます。

したがって、今幸知小学校の問題ですけれども、施設の統廃合等が進めば、当然不要施設というのでも出てまいりますし、その不要施設が各般の事情で活用できないと、当然の事としてあると思います。解体撤去ということが大きな行政課題となりますし、現在のみなかみ町において大きな問題になっておるといのは、いろんな事例がございます。

若干そこについて、述べさせていただきますと、解体には相当の経費が必要となっております。ご指摘とおりでございます。何とか財政のやりくりの中で不要施設の解体処分を進めるということでございます。ご存知のとおり、21年度におきましては、旧清水建設社員寮・湯宿の温泉官舎ほか4物件、これらの撤去については、総額で3千万円少々をかけて解体処分したところですし、現在、審議をお願いしております9月の補正予算の中にも旧衛生センターの一部の解体撤去費として1千万円強をお願いしているところでございます。

このように解体には経費がかかるわけでございますけれども、解体について国や県の補助制度がない、一言でいうとそういうことなのですけれども、やはり、今までの日本の国のシステムとしてですね、物は造るものなのだと、撤去するものなのだという前提がないということで、今申し上げたようなことで非常に困っているところですが、すべて一般財源

で対応していかなければいけないということがございます。

更地にした後に活用方法を検討するということについては、今ご指摘のように非常にすっきりしていいわけでございますけれども、財源と言うことになると、全体として、撤去も投資という言い方をするのは変なのですけれども、社会資本整備のトータルの金の中で撤去費にいくら回すか、分かり易く言うと、道路のどこかの舗装をやめるとか、どこか作るのをやめるとかですね、財源の振り替え事業調整というのはどうしても必要になってまいります。そんなことで十分財源を確保する中で、順次やっていく必要があるというふうに考えているところでございます。

一点、活用が決まった段階で建物を撤去するという時にですね、これ事業制度によりますけれども、そのものの主旨、目的で作る方の補助事業等が撤去にも活用できるという事があるわけでございますから、現実の補助制度等においてですね、ですから、活用が決まった時点でその活用の方法が補助事業対象等であれば、撤去費についても、その一部を補助金を使えるということがあるわけです。とは言っても、総ての事にそれを待っているというわけにはいきませんし、今までもご存知のとおり、活用方法が決まらない物件について解体撤去し、更地にしているという所もございます。ご存知のとおりでございます。

したがって、今ご指摘のありました幸知小学校、あるいは第2保育園の跡地を含めまして、今後の活用が明確でないものについて、早急に撤去したいということでもありますけれども、財源とも相談の中でやっていく必要があるのではないかというふうに思っています。

しかしながら、今、後段で議員からご指摘がありましたように、使えなくて、以前自分たちが使っていて古くなって見るに忍びないと、あるいは地域全般として景観を損ねているという思いというのはよく分かりますので、今申し上げましたような経費、實際上、統合後の幸知小学校と第2保育園の撤去については約4千万円かかるだろうと見込んでおりますのでこの辺をにらみながら、財源、あるいは撤去の優先順位をどう考えるかという中で、ご相談しながら、やっていきたいと思っております。

そしてまた跡地を活用するというご指摘もございました。確かに有効な土地だと思えますし、立地的にも用途によりますけれども、活用できる場所だと思っております。

今、民間の力も借りながらというご指摘ございました。非常に良い指摘だと思いますけれども、円高株安、そして日本経済が非常に厳しい状況にあるという中で、積極的な民間の投資、これはその立地をうまく活用して、あそこの土地を活用することが他に比べて非常に有利になるといった利用の仕方等々があれば、別でございますけれども、右から左に民間の方に活用をお願いするというのもなかなか難しい状況にあるのかなと思っております。

今議員からご指摘がありましたように、地域の方々の知恵を借り、そして町のチャンネルも使いながら、適切なものがあれば、積極的に誘致等も図りたいと、あるいは土地の活用もそういう方向で検討していきたいと思っております。

いろいろ申し述べましたけれども、お気持ちは非常によく分かるし、また活用の方策という事も検討したいと思っておりますけれども、財源の問題もあり、今すぐに、何時やるというお約束をする段階にはないのかなと思っております。

各種施設の撤去であるとか、その辺の優先順位を付けながら、また地域の方、議会の皆さ

んをご相談しながら検討していきたいと思っております。

議長（久保秀雄君） 3番中島信義君。

（3番 中島信義君登壇）

3番（中島信義君） ただ今、町長の方からご答弁をいただきました。

先日の新聞に全国で09年度、去年ですね、廃校になった校舎が526校あると、その中で建物として残っている数が331校ということで、実際に残った校舎をそれは内容的に使える校舎か、建物として使えるのかどうか分かりませんが、30%強が残っているということです。

幸知小学校の建物は先ほど言ったように、建物としては使えないというのがあります。

それは耐震強度と、先ほど構造耐震のお話がありました、今の幸知学校が0.45、文化省の安全建物として使えるのは、0.6以上というような話がありましたので、これは学校だから使えないんじゃないかと、建物として使えないという考え方で良いと思います。

したがって、何らかの形であの建物を残すということは、我々自分の個人もそうなんです、やはり建物は解体すべきかなと、そんなふうに思います。

財源等々の話が出ましたが、全部の建物を一括解体というのは大変な膨大な金額が掛かるということになるかと思えます。それは単年度で解体してもらえれば、これは地元としても大変ありがたいと思えますが、やはり複数年度かかっても仕方がないと思っております。

どうか何らかの形で財源等々を含めて解体方向を目指していただければと思います。

先日、民主党の政権の中で廃屋家屋の解体を助成するというような話が出ていました。

これは一般的な市街地の家屋だというふうに思います。では、みなかみの過疎地域に当てはまるかどうかは分かりませんが、またそういう施設が町所有ということになると、なおさら難しい問題になろうかと思えますが、何らかの形でそういった助成制度が受けられるものがあれば、私も勉強させていただきますが、勉強していただいて、少しでも早い解体を望みたいなと思えますので、これは今町長が答弁されたことで、私のそれについての質問は終わらせていただきます。有り難うございました。

次に2点目の質問になりますが、これは旧水上町で100年に一度とか、現存している老人たちも今まで経験したことのないような大雨による大規模な土石流の災害が水上地区で、もちろん水上地区に限らず他の地域でも多少はあったかと思えますが、発生いたしました。

これは平成10年8月27日の午後発生いたしました。

この土石流災害、これは藤原からずーっと下に下ってきて、水上温泉街を含めて大なり小なりの河川が大幅な氾濫をして交通止め、そういったものが大きく発生いたしました。

建設業者さん等々が重機を駆使していただきまして、取り敢えず車が通れるようにしてもらっても、次の土砂が流れてきてしまって随時、そういう通行止めという交通規制が多く出ました。

その時に初めての経験なんです、綱子、栗沢、幸知、湯桧曾地区を含めて避難勧告が出ました。その当時の避難勧告というのは、避難所が幸知小学校の体育館です。その避難所に行くにも命がけで行ったと、避難した幸知学校の裏山がまたこれも大雨による災害で崩壊して幸知小学校は危ないということで、避難所を町が所有している綱子体育館に移ってくださ

いと、こういう事例が発生いたしました。

そのときに避難する時に行った沢をもう一度戻った時に十数人の避難者の方がもう生きて戻れないのではないかと、そんなようなことまで言っております。

なぜそんなに我々をいじめるのだという嘆きの言葉も聞きました。

しかしながら、当時はそこが避難所とされていまして、幸知小学校へ全員とは言いませんが、力のある男性の方、若い人たちは地域のそういった土石流災害を最小限に食い止めるべく各民家の近くで作業を行いました、やはり夜間になりましたので、大変、危険だということで、これも見ているだけというような現状が発生いたしました。

この年だけで済むのであれば、大変大災害があったなということで済むのですが、平成14年に今度は大穴の小仲沢ということで、これは奥利根館のすぐ手前になりますが、あの沢が大氾濫して大きな土石流災害が発生して、一般住宅等々が10世帯あまり倒壊を含めて被害を受けて、数日間、すべて通行止めではありませんが、数時間にわたって交通規制がされました。

当時、旧水上役場の職員、あるいはそういった関係者については今の奥利根館の東にあるつり橋をあそこに渡って両方で住民の輸送、あるいは観光客の輸送ということをやってまいりました。そして、このときに大穴地区から北には約600世帯、人口で言うと約1300人余りが、一時的な孤立、孤島になったということで大変不便な生活を余儀なくされました。

10年のあと、14年かということで、本当にこんな所に住んでいたのかというぐらいの気持ちになったことも事実です。

しかしながら、住めば都なので、どんな災害が来ようと行く先がないんで、またそこに住むという現実は今もなくなっておりません。やはりこの地域において北部、中部というものも観光資源として必要な地域かなと思う部分があります。

この2件の災害において、大変観光関係に痛手を被ったことも事実であります。

先程、小林議員から質問がありましたアウトドア関係、今特に安全を重視しております。

昨日の東海の大雨、自分の所では降っていないのに山奥で100何十ミリ降ったというゲリラ的な豪雨が、万が一この水上地区、特に山奥に発生したときには計り知れない大きな災害が可能性としてあります。

その中でアウトドアのインストラクターについては、今自分のところに降っていなくても常に山の奥を見ていると、その沢の上流部を見ていると、やはり上流部にそれなりの黒い雲があったり、降っていきそうだなというときには即対応を考えるとといった安全面についてしっかりと考えをもって、今お客さんの誘導、楽しませているということになります。

そのなかで、町も安全安心の町ということで、町長も選挙戦の中で安心安全なまちづくりということを謳っているということは、それにもつながる部分があるかと思えます。

この10年の災害があつて、20年の時に私が区長をお世話になったときに、どうにか生活道路を一本開けていただけないかということで町の方へ陳情いたしました。

これは新しい町になって初めてのことです。それ以前に旧水上町にも相当、数件のそういった内容の陳情、要望、請願というのは出ております。

一応、県議を通じて、県の方にも出されていると聞いております。

そのときの要望は、奥利根館のすぐ南からトンネルで入って、幸知小学校の対岸にトンネルを開けるという要望、陳情がということで聞いております。やはり、そうなると大変な費用と難しい部分があると聞いております。

それは現在、大穴地区の対岸の山の中に2本の東京電力の水路トンネルがあるということで、これをクリアするには大変なことが待ち構えているということで、ちょっと難しいよという話も聞いております。

したがって、私が20年に陳情という形で出させていただいた内容については現在ある道路をそれらの整備をして、できるだけお金をかけない形で車が通れるようにしてもらって、粟沢地区までまずは3本の橋を新設すると、奥利根館の所につり橋を1本と、幸知小学校の前に今つり橋があるのですが、あそこへ車が通れる橋を架けてもらうということと、あと粟沢の信号のすぐ上から対岸の上牧山の方へ橋を架けてもらうとなると、その中間については、現在、林道・農道を含めて道が殆どあります。これは整備できる可能性があると思います。

そういった中で今後、どんな災害が私どもの方へ来るかわかりませんが、明日をも知れない災害の予兆は誰も凶ることができません。

そういった中で少しでも町長の前向きな考え方をぜひこの場でお聞きできればと、そんなふうに思います。これも大変大幅な財源が必要になるろうかと思えます。したがってそれは承知の上でこういう形で質問させていただきます。

しかしながら、我々も生活をしていく以上、自分たちの安全部分というのは、何とか確保をしていかななくてはならない部分がありますので、ぜひ町長の良識あるご判断と、これからそれじゃ何とかやってみようかという考えがいただければ大変ありがたいのですが、これも基本的にははっきりした言葉が聞こえないかもしれませんが、是非、考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただ今のご質問について答えさせていただきます。

一番最初にありましたように安心安全なまちづくり、これは住民に身近な町政を預かる町政としては当然のことですし、最も重要な事項、常日頃より心がけているところでございます。

台風、あるいは豪雨の話がございました。ご存知のとおり、田畑の冠水、家屋の床下床上浸水、生命・財産、いろいろな災害、これはもう今ご指摘がありましたように近年雨の集中度、豪雨、範囲はともかく強度が強くなってきているということで、非常に多く生じているところでございますし、今年のみなかみ町を見ましてもですね、議会に出かけていただきました藤原の町道の岩盤が崩れる、あるいは東峰地区で道路の崩壊で土砂が家屋のすぐ壁まで押し寄せた、あるいは湯宿温泉でのり面の崩壊が起きたということで、身近なところで起きているということで、改めて豪雨等の被害については認識しているところでございますし、今申し上げました軽微なものと言いましたが、これについては、今回の補正にも一部お願いしておりますし、早急に復旧に着手するということで対応しているところでございます。

さて、あの大きな話で、今ご指摘をいただいた平成10年8月の豪雨災害、これについて、

旧水上町だけでなく、旧月夜野町、旧新治村でも同じ時に災害が発生し、田畑の冠水、家屋の浸水等々、甚大な被害があったということは承知しております。

また、平成12年に旧月夜野町ですけれども、県道の沼田水上線を横断する戸谷沢が氾濫して交通止めとなりまして、家屋に取り残された方がケガをされるといった様なこと、あるいは国道17号の道路情報ターミナルの駐車場が利根川の増水により護岸浸食されたといったようなこともございます。

今、お話のありました平成14年7月の小仲沢の大規模災害、これは家屋の流出もご指摘どおりありまして、非常に甚大な被害があり、先ほどご指摘のあった291号線が数日間、通行止めになりまして、600戸、1300人と、地域の住民の方が非常に困ったということです。この辺については十分承知しております。

片品水上線が唯一の道路になっておるといのもご指摘どおりで地域の生命線であると、これも論を待ちません。特に近年、必ず毎日買い物に行けるのだという前提で生活が成り立っておりますので、平成14年に比べて、そういう事態が起きたら、なお一層困難に直面する状況なのかなということも認識しております。

今ご指摘のあった点だと思いますけれども、平成20年に一般国道291号線整備促進期成同盟会を関係者が設置していただきまして、国道291号という範囲の中で、狭隘部分の改修や危険箇所の対策工事、これについて県の管理する国道でございますので、群馬県において推進してもらうよう要望活動を日々強めているところでございますし、また今ご指摘の点でございます小仲沢の大規模災害からの教訓としての迂回路として、対岸に道路を整備する必要がありますと、地元の強い要望が寄せられて議会でも請願・陳情が21年3月に出されたものが6月議会で案件として採択をされています。

したがって、町政としてもこの陳情が採択されておるとい前提で行政を進めるわけでございますし、現実、みなかみ町土木行政懇談会と言っておりますが、町と土木行政事務所が協議する場です。この場で県当局に要望をしておりますし、検討もなされたところです。

当面の県の回答でございますけれども、今延長、その他お話があったところですが、繰り返しますと、鹿野沢と栗沢間の利根川左岸については町道、林道、国有林野、この中で計画延長が4.5km程度になるということでございますし、幸知地区の島神峡から奥利根館脇のもみじ橋までの間はですね、非常に地形的に厳しい、これも今ご指摘にあったとおりです。

そういうことで整備には膨大な費用と時間が掛かるという事で、県としては当面、早急に事業化することは難しいという回答を得ているところでございます。

県として当然、要望を繰り返しているわけでございますけれども、県の立場としては既存の国道の291号線、これも先ほど申し上げた狭隘部分、あるいは水上片品線、奥の方ですけれども、ここの危険箇所の対策、改良工事、先般も議会で行って頂いたとおり、県の方でも努めていただいているところです。

県としては、291号のポイント、直さなければならない所があるので、まずここをやりたいということが、県の回答でございますが、町としては、先ほどご指摘がありましたように、地域の生命線が1本であるということがありますので、そういう危機管理の観点から改めて291号線の促進期成同盟会の場であるとか、県の行政懇談会、あるいは他の場面も活

用いたしましてですね、今、中島議員からご指摘のありました安全の確保と、そしてまた具体的に何点かの橋梁整備についてお話がございました。実は中島議員から現地でもご指導ただいておるところですので、概ねの土地勘について頭に入っておりますので、繰り返し県の方にも働きかけをしていきたいと思っております。

当面、県がこういう判断をしておるといふ事と、ご指摘のとおり必要性というの十分分かりますので、引き続き県に対して働きかけをして行きたいということで回答とさせていただきます。

議長 (久保秀雄君) 3番中島信義君。

(3番 中島信義君登壇)

3番 (中島信義君) ただ今、いろいろとご説明を申し上げた中で、先程話しました平成14年に発生した大穴小仲沢の大規模災害の後、上流部に森林管理署の方で砂防ダムを7基ほど建設しております。

先日、そこへちょっと覗きに行ったのですが、あそこは素人が入るには大変な場所かなと。ヒルはいるわ、転がれば下まで落ちてしまうといった部分で、7基目の砂防ダムの所まで行った時に、上にある2基はいっぱいです、土砂が。あと下の5基についても50～60%以上が埋まっているのではないかと思って見てまいりました。

今現在、最上流部で森林管理署の方で作業を行っておりますが、大変急峻な場所ですので、人間が重機を使ってというのは難しいということで、現場の監督さんから言われました、こんな工法は多分、頭の中で考えたことがないんですが、今こういう平らな所で使っている油圧ショベルを山の上から押さえておいて、落ちないように押さえておいて油圧ショベルは全部リモコンだそうです。

要するに人間が安全な場所でそういう作業を行って、今そういった一般の土木工事を進めている段階ということで、そこにはちょっと行けませんということを言われましたんで、それは断念しましたが、大変な工事を今数年間、もう下手すると10年近くかかりますけれども作業を進めてまいりますが、やはり土石流はだんだんそういった砂防ダムを埋め尽くしていっております。

万が一、当時ほどの土石流がこなくても、例えば、話が大幅な大規模なという表現したらいいか分かりませんが、発生した時には、その残りのダムも多分いっぱいになっちゃうんじゃないかなと、そういった懸念がされると、また砂防工事を行っているにもかかわらず、また291号が通行止めという災害が発生する可能性が大であります。

一旦、経験した後、またかと言った時に地域住民の方々の嘆きは相当あろうかと思いません。ぜひ、その辺も斟酌しながら、行政の特に町長におかれましては、ぜひ上部行政の方へ力強く働きかけていただければ有難いと思っておりますので、一応、これをもって私の質問は終了させていただきます。有り難うございました。

議長 (久保秀雄君) これにて3番中島信義君の質問を終わります。

通告順序5 16番 鈴木 勲

- 1. 高速道路の側道の維持管理はどこが**
- 2. 肺炎球菌の接種状況は**
- 3. 所在不明高齢者はいるのか**

議長（久保秀雄君） 次に、16番鈴木勲君の質問を許可いたします。

16番鈴木勲君。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は3点でございます。

まず最初に、**高速道路の側道の維持管理はどこがやるのか**ということで聞きたいと思っております。関越高速道路が開通して、24年を経過いたしました。道路の開通で首都圏が近距離になり、物流あるいは経済の発展が可能となったわけでございます。

我が町にも月夜野、水上の2箇所のインターチェンジがありますけれども、関越道は、非常に重要な要所でございます。

そこで、側道の管理についてお尋ねするわけでございますけれども、この側道については道路公団が管理するのか、あるいは県の土木がするのか、あるいは町が管理するのか。

側道を通ってみますと、樹木が生い茂り、車がやっと通り抜ける道路が数多く見受けられますので、この維持管理について、町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

1点目でございます。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） はじめに側道についてのご質問にお答えいたします。

関越自動車道が開通したのが、昭和60年10月でございますので、25年を経過しておるということでございます。みなかみ町としては月夜野、水上の2箇所のインターチェンジを有する町であるといったことから、観光あるいは農業、物流等、地域振興に高速道路の恩恵を大変に受けてきたということはお指摘とおりでございます。

群馬県内には関越自動車道、上信越自動車道、北関東自動車道等が建設されておりました、群馬県全体として高速道路の中心に位置するということでございますし、側道につきましても、それぞれの高速道路に付随して建設され、高速道路と合わせ、地元は恩恵を受けているということでございますが、現在、整備が進んでおります北関東自動車道の側道については、市町村県によって整備を進められてるということですので、建設事業主体が県や市町村ですので、そのまま県や市町村が管理しておるということでございます。

ところが、既に建設の終わっております関越自動車道、上信越自動車道等々の段階においてはですね、側道については建設工事用道路、あるいは地元との相談の中で整備をしていくという事で、補償機能的な意味合いで、その当時の日本道路公団が整備、建設をしたというもので、当初から完成後には地元に移管し、地元が管理するという前提で整備されているものでございます。この辺が北関東道と若干違うかなと思っています。

我が町の側道については、日本道路公団が建設したのですが、町との協定に基づきま

して、開通後、町へ移管されております。町は町道として認定して管理しているということでございます。したがって、側道の管理につきましても町道の管理ということでございます。

我が町、非常に地域が広いため、町道の路線、路線延長が非常に大きくなっておりまして、路線数で4518路線、総延長は1125kmという管理延長でございます。

したがって、その中に関越自動車道の側道、全体といたしましては延長26kmがその中に含まれるということでございます。これの管理ということでございますが、既に議員各位、ご存知のとおり、先ほど申し上げました4500以上の路線のうち、主要なもの、幹線については町が直接草刈りやパッチングであるとか、除雪を行うといったのはご承知のとおりでございます。

それ以外の道路については、それぞれ地域で春・秋に道路愛護やそれぞれの地区の共同作業ということで、側溝の土砂上げだとか、道路脇の草刈りをやっていただいているとおりでございます。

したがって、側道についても同等というふうに理解しているところでございます。もちろん側道について、例に出すのが正しいかどうかわかりませんが、沼田市内の側道というのはまさに幹線道路になっていますので、それなりの管理がされておるということですし、みなかみ町にあります関越自動車道が通っている立地の問題もありますので、物は多様でございますけれども、集落間を結ぶ頻度を多く使われているものについては、先ほど申し上げた幹線的な町道ということで管理しておりますが、それ以外についてはやはり地元の方々の協力を得ながらやっていただくということが必要かと思っております。

しかしながら、今申し上げましたように造ってから、25年が経過しているということですので舗装を直さなきゃいけないとか、側溝が壊れているという事態も出てきており、承知しております。

したがって道路愛護的な活動で整備できない部分につきましては、順次、区長さん等からも要望が出てきておりますし、交通量等を考慮しながら、町としても修理については努めていきたいと考えているところでございます。

なお、余談になりますが、側道のフェンス側につきましては高速道路ののり面という形で、東日本高速道路株式会社が管理しておりますので、草木の伐採については町の方から今申し上げました東日本高速道路株式会社に伐採の要望を出し、管理してもらっているということでございます。以上で答弁とさせていただきます。

議長（久保秀雄君） 16番鈴木 勲君。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） お聞きしたとおり、25年を経過している高速道路でございますけれども、側道については町道として扱われているということでございまして、地域の区に移管されるような形になろうかと思っておりますけれども、この点について、側道の管理料を少しでも区に助成が出来るのか出来ないのか、その対応についてもお聞きしたいと思います。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町長（岸 良昌君） 先ほど、ご答弁を申し上げたとおりでございますけれども、町道全体で4

5 1 8 路線、1 9 2 5 kmのうち関越自動車道の側道というものが総延長で2 6 km、つまり1 1 2 5分の2 6と数字で言えばそういうことでございます。

幹線については、町が直接管理し、ある程度の規模のものについてやっておりますが、それよりも小さいものについては、地域の方で道路愛護として活動を頂いてるということでございます。

そういう意味で側道だからということではなくて、利用頻度、交通量等々に合わせて管理していただくということでございますので、残りの1 0 0 0 kmに及ぶ町道の管理と同じ水準でお願いしていきたいと思っております。

議 長 (久保秀雄君) 1 6 番鈴木 勲君。

(1 6 番 鈴木 勲君登壇)

1 6 番 (鈴木 勲君) お答えをいただいたわけでございますけれども、みなかみ町は観光、そして環境力宣言をした立町でございますので、安全で通行できるよう側道にいたしましても、自然環境美観を保ちたいと思っておりますので、今後ともいろいろな面でご指導を願いたいと思っております。

つづきまして、2 点目ですが、**肺炎球菌の接種状況**についてお聞きします。

肺炎球菌は、免疫の働きが十分でない乳児や高齢者に様々な病気を引き起こしております。肺炎球菌によって起こる主な病気は、肺炎、気管支炎等の呼吸器の感染症で副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などがあると思われま。

特に6 5 歳以上の高齢者に多く発症するということが明らかになっておりますけれども、高齢者の対象ワクチンは2 3 価肺炎球菌、多糖体ワクチンを接種することにより、感染症の8 0 %以上がカバーできると聞いております。

病気をあらかじめ予防できることが寿命を延ばし、長寿社会をつくるためにも、これについて、町のご指導をお願いするわけでございます。ワクチンの接種を多くの人に知っていただき実施されるようお願い申し上げますが、高齢者が風邪をひくと、必ずと言っていくらい肺炎になるわけでございます。その予防のために肺炎球菌の接種が進められております。町の高齢者はどの程度、接種されているか、肺炎球菌の接種について知らない高齢者が多数いると聞いておりますので、今後の指導について、お聞かせ願いたいと思っております。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) **肺炎球菌の予防接種の状況**について答弁いたします。

肺炎球菌につきましては、体力が落ちているときや高齢になるつれて免疫力が弱くなっている、いろいろな病気を引き起こす原因となっております。

肺炎球菌が引き起こす主な病気としては肺炎、気管支炎、腹部鼻孔炎、中耳炎、髄膜炎などがあるということです。

6 5 歳以上の高齢者では、肺炎による死亡率というものがガン、心臓病、脳卒中について高いということでございます。

また、ペニシリンなどの抗生物質に対する耐性菌が増えているという状況から、治療が困難になっておりますので、肺炎球菌ワクチンによる予防というものが大切になっている

わけでございます。

肺炎球菌という菌には80種類以上の型があると言われておりまして、ワクチンとしてそのうち23種類の型に対して、免疫をつけることができると言われております。これで肺炎球菌による各種の感染症の約80%を予防できるという事が言われているわけでございます。

このようなことから、みなかみ町では、肺炎球菌の予防接種料金が7870円かかるそうですけれども、そのうち3千円を町が補助いたしまして、但し条件としては70歳以上の方で1回を限度とするという事で、20年10月より肺炎球菌予防接種助成制度を始めたところでございます。今のお話の前提はこれでございますが、この予防接種を受けた方がどのくらいかということになりますと、平成20年度で79人、21年度では103人、そして22年では8月末現在で27人という数になっております。

これを立ち上げてみましても、現在までに209人の方が接種されたということですので、対象年齢の方に比べまして、4%弱の方が接種を受けたという非常に接種率が低いという状況になっています。今この点をご心配されてのご指摘だと思います。

今までも、町の広報だとか、ホームページでPRをしていたわけでございますが、さらに、改めて今申し上げました町の広報だとか、ホームページで接種を再度呼びかけたいと思っておるところでございます。

なお、医師が必要と認めた場合については69歳以下の方でも接種ができ補助が出来るという制度運用としておりますし、接種回数が基本的には1回限度という前提で考えられておりますので、接種を受けらる時期については医師との相談の上、接種を受けていただいておりますというのが実態だと思います。これにつきましては、まだこれから研究いたしますけれども、ワクチンの症例等も増えてですね、必ずしも1回ではなくて、2回の接種が出来るというようなこともあるようですので、その辺のことについてもよく検討し、必要があれば、補助制度の拡充等について検討していくということがあろうかと思っております。

いずれにいたしましても、現在の接種率が非常に少ないものですから、接種率を上げていただくように広報を重ねていくというのが当面の重要な対応かなと考えているところでございます。

議長(久保秀雄君) 16番鈴木 勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番(鈴木 勲君) 70歳以上の方が4%という非常に少ない接種率でございますので、ぜひ町の高齢者の寿命を長くして、安心して暮らせる町づくりにするために、さらに呼びかけを切にお願い申し上げたいと思います。

続きまして、3点目のですね、**所在不明の高齢者は町にいるのかどうか**、これについてお尋ねいたします。全国で所在の分からない高齢者が相次いでいますが、県内でも太田市に住民登録のある103歳の男性の住所不明が判明いたしました。福祉行政や地域社会の網の目から漏れた高齢者の存在が明るみに出ました。我が町の情勢はどうか、よく把握されているのか、それについてお聞きいたします。

議長(久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長(岸 良昌君) 高齢者の所在不明者がいるかというご質問でございます。

この話のきっかけというのは、東京都の111歳の高齢者の死亡事件であるといったような事がございますけれども、全国の自治体において高齢者であり、所在不明者というものが多く報道されております。

みなかみ町においては、100歳以上の方を端的に申し上げますと、すべて把握しておるということでございます。現在、現時点で100歳以上の高齢者については7名の方がいらっしゃいます。これらの方々には全て所在を確認しております。

確認の方法といたしましては、毎年行っております高齢者に対する慶祝訪問の機会に間違いなく101歳以上の方、7名については施設で5名、在宅で2名ということについては、面接確認しておるところでございます。まず、これが最初のご報告です。

それで対象者ということですね、一言でいうとそうことなんです、高齢者ということになりますと、どこから高齢者としてとらえるかということでございますが、住民基本台帳で申し上げますと、80歳以上の高齢者が2488名、もちろん80～90歳の方が多いわけございまして、そこが2092名、90歳以上100歳未満の方が389名、100歳以上の方が7名ということでございます。

因みに今年の慶祝訪問で、私も町内最長老の104歳の女性の方を訪問させていただきましたけれども、笑顔であいさつしていただいたという印象が強く残っております。

また、敬老の日に合わせまして、慶祝訪問、これは喜寿であるとか、米寿であるとか、その年に応じてでございますけれども、これは担当課長を始め職員の方で直接訪問して実施しておりますけれども、そのときには出来る限り直接本人にお会いして、所在確認を含めました直接の慶祝をするように指示したところでございます。

このような形で引き続き、高齢者の所在確認というのを進めていきたいと思っておりますし、まず、みなかみ町においては、各種地域の連携、地域の支えというのが一般報道されております都市部に比べて濃密だと思っております。これら民生委員の方々を含めての各種の情報を総合していきたいと思っております。

改めて、80歳以上の所在確認ということで事業をやるわけではございませんけれども、各種の事業、各種の機会をとらえまして、はっきりと確認していきたいと思っております。

まとめになりますけれども、高齢者に対する福祉施策というのは、町としても非常に重要な政策でございます。一言申し上げますと、慣れ親しんだこの地域、みなかみ町でいつまでも暮らしていただけるよう、安心で安全なまちづくりを進めていくというのが根幹だと思っておりますので、そのように意識しながら進めていきたいと思っております。

議 長(久保秀雄君) 16番鈴木 勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番(鈴木 勲君) 戸籍がありながら、現住所の不明高齢者が県内では3973人いるということでございますが、本町では不明者はいないというお答えをいただきました。

非常に100歳以上が7人ということでございます。どうしてこういう所在不明になったのかとちょっと聞いてみますと、やはり太田、あるいは伊勢崎、前橋あたりではですね、

個人情報保護法によることが一番ネックでがなかろうかということで、それが問われていたようでございます。

今後におきましても、年に一度の高齢者の所在確認を、慶祝を兼ねてでございますけれども、お願いしたいと思います。それとまた、それに因んで、地域包括支援センターについて詳しくご説明をお願いいたします。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） 最初にちょっと確認というか、先ほどの行方不明者、ご説明いたしましたのは、住民票に基づく数字についてご報告したところでございます。

今ご指摘のありました県内で3937人、ちょっと確認しておりませんが、8月27日の上毛新聞の時点では県内で2248名という事が言われておりまして、それに応じた町内の数というのは、100歳以上で49名でございます。これは戸籍の中で生きている事になっている人ということでございますので、各種の施策を展開している住民票のものは全く別の話だと思っております。

それでなぜ、このような戸籍の話になっておるかということは、戸籍帳簿の整理上の今までのルールの問題だと思っておりますし、この49名をどうするのかということにつきましては、もっと大きな問題として総務省自体がどういう処理をするのか、法務省とも協議しておるようでございますので、その方針に基づいて、町内でも処理をさせていただきたいと思っております。

それからもう1点、高齢者の所在確認の中にですね、今ちょっとお話のありました、お尋ねした時に、今前橋の病院に入っているとか、今は埼玉の娘の所に行っているとかいう時点で確認をして、それ以上のフォローが出来ていないというところも事実ございますので、その辺については今後は意識的に情報収集、もちろん個人情報保護法との関連がございますけれども、その辺を意識しながら確認する必要があるのかなと思っております。

議 長（久保秀雄君） 16番鈴木 勲君。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） 高齢者が、慣れ親しんだみなかみ町で安心して暮らせるよう、今後ともご努力をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

議 長（久保秀雄君） これにて16番鈴木勲君の質問を終わります。

議 長（久保秀雄君） この際、休憩いたします。13時00分から、再開いたします。

（11時44分 休憩）

（13時00分 再開）

議 長（久保秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**通告順序6 12番 高橋市郎 1. 月夜野地区の幼稚園・保育園の施設整備
2. 人材育成と人事制度改革**

議長(久保秀雄君) 次に、12番高橋市郎君の質問を許可いたします。

12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

12番(高橋市郎君) 議長の許可をいただきまして、一般質問をするわけですが、今回の議会から一般質問が50分ということになりまして、いろいろ意見はあったわけですが、いわゆる議員が忙しい町長と対面して50分議論できる保障された時間だという事で、有り難く思い発言をしなければいけないなと思っているところです。

しかしながら、お昼を食べて一番眠い時間帯にやらなければならない。皆さんに欠伸をされないようにやらなければならないなと思っているわけです。余談はそこまでとしまして、2点ほど、町長に質問をさせていただきます。

第1点は、**月夜野地区の幼稚園、保育園の施設整備と幼保のあり方**についての質問をさせていただきます。

昨年の12月議会におきまして、教育施設等検討特別委員会におきまして、最終報告をさせていただきました。学校施設につきましては、水上中学校の建設を最後に、全ての施設整備が済むというような状況であります。これもひとえに教育委員会を始め、当局のきちんとした計画をもった準備を進めてきたお陰だと思えます。それに国の経済対策があつて出来たということだと思えます。

保育園、幼稚園につきましては、新治・水上地区におきまして、幼保連携型のこども園として、安全な施設の中での保育が現状なされております。月夜野地区につきましては、私立の月夜野保育園が126名という多くの園児を抱え、運営をされております。

今さら申し上げるまでもなく、私はこの春の卒園式で町長と同席をさせていただきました。その時に理事の一人の方から教育施設の整備は済んだようだけれども、私立とはいえあのとき5分の1の子どもたちが集まっているという話でしたけれども、現状の最新資料でいきますと4分の1以上、26.7%ぐらいの子どもがそこにおります。

しかしながら、民営という中での経営上の理由からか、未だ耐震診断でさえ行えないというのが現状であります。昨日の監査委員の決算審査報告にもあったように、早急な対策が望まれると思うわけであります。また、幼稚園につきましては、月夜野地区は分園を含め、3園あります。園児数が減少する中、保育園を含めた今後の幼保のあり方について、町長の考えをお聞かせ頂ければ有り難いと思えます。

第2点目としましては、**人材育成と人事制度改革**について、質問をさせていただきます。この質問については人事評価制度ということで、6月議会において、阿部議員からの質問もあったようです。またこの後、山田議員も同じような人材育成ということで質問を通告してあるようでありますけれども、同じようなことにならないように気をつけて質問をしなくてはならないなというふうに思えます。

町も合併して5年が経過したということであり、特例期間もあと残すところ5年という

ことであります。みなかみ町の将来を見据えて、行財政改革に取り組んでおられることは、言うまでもないわけでありまして、平成27年、あと5年後には予算規模を100億円、職員数240人という、限られた人員と予算で住民サービスを維持・向上させるために一層の効率的な行政運営が求められるわけでありまして、そのために職員一人ひとりのスキルアップを求めなければならないということは言うまでもありません。

その方策として、人材育成基本方針を定め、その下で行財政改革と夢のある町づくりの実現のために努力されているということをお伺いしておりますけれども、その取り組みについて、ご説明をして頂ければ有難いなと思っております。

以上2点について、お願いいたします。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 高橋議員からご質問のありました2点について答弁させていただきます。

まず、月夜野地区の幼稚園・保育園の施設整備等のあり方についてでございます。

今ご指摘がありましたように、昨年、21年12月18日に教育施設等検討特別委員会委員長として高橋市郎議員だったわけでございますけれども、最終報告書をいただいております。はっきり申し上げて最終報告書を何度も読ませて頂いているところであります。

行政基本方針等、いろいろございますけれども、詳細にわたり、私が一番よく見ているのがこの最終報告書ということでございます。

例えば、町内でやっております町の方々とお話する機会であるとか、あるいは職員とやっております幼稚園、保育園の保母さん、教諭と言えば良いのでしょうか、そういうときにもいつも引用をさせてもらっているところでございます。

基本的に申し上げますと、この最終報告の方向でやっていきたいという一言に尽きるわけでございます。もちろんご検討を願った時点の話からして、新治地区のこども園、これは21年4月にスタートしたわけでございますけれども、ご多聞に漏れず、事前に準備したと言いながら、いろいろな話を聞いてみますと発足した後で大変に職員、あるいは担当している課としても苦勞をしたというのは改めて聞いているところでございますが、こういう言い方は冷たいのかもしれませんが、一言でいうと、いろんな所ではいはる子ども園、みなかみに限らずスタートしている所で言われてる問題が具体的な問題として出てきたのだらうと思っております。

一言で言いますと、保護者の就労形態の違いから、こども園の運営の方法について、いわゆる幼稚園スタイルが良いのか、保育園スタイルが良いのかという議論の調整が必要であったということのようでございますし、この辺については、職員も大変に苦勞してくれて、保護者、あるいは子供たちの理解を得ながら、安定した運営に移っていると聞いております。

一言でいうと、保護者の方々との話し合いを重ねまして、今は良い関係が築かれてきているということで、いはる子ども園において、こども園の運営につきまして、一年半のノウハウを積み重ね、そしてまた問題点も解決してきてくれていると感じております。

唯一、幼稚園、保育園、行事や事務処理、特に事務処理、あるいは資格の問題、これに

つきましては、国がこども園ということを勧めたわりにはですね、両制度がまだ十分に一元化されていないのかなと、つまり国の制度、システム自体が成熟していないのではないかと考えていますし、これは政権与党にも必要に応じて意見を述べたいと思っているところです。

今の経験を踏まえまして、21年度水上わかくり子ども園さんが22年4月から、こども園の形で運営していただいております。これについては決算でご報告しましたように、整備費、みなかみ町が約1千万円強を補助金として充当し、建設されたところであります。

開園してから5ヶ月が過ぎるといところでございますけれども、やはりこれについては開園前から、わかくり子ども園さんで、学校法人建明寺学園といった方がいいのかもしれないと、準備していただいたという事で、スムーズなスタートが出来ていると聞いているところでございます。

さて、肝心のご質問のありました月夜野地区についてどうするのだということでございます。答申にありますとおり、検討を進めながら、子ども園の形で進める。引用させていただきますと、月夜野地区については、今言われた状況を踏まえて、公・私立の枠を超えた今後のあり方について、こども園や民営化、幼稚園の統合等を検討する必要があると、まさに報告書に書いてある方向どおりだと思っております。

その時に施設の問題、ただ今のご質問だと思いますが、これについて、どうするかということでございますが、やはり本格的な施設の整備ということになりますと、最終報告にある方向に従って、整備を進めるのが適切ではないかと思っております。

施設ということになりますと、先ほど、ご指摘がありましたように耐震設計であるとか、あるいは今の子供たちに使いやすいもの、そして今までの旧小学校を活用したにいはる子ども園、子ども園として使う時の不便さであるとか、そして建明寺さんが私立でおやりになったときの投資のバランス問題だとか、いろんな経験がありますので、それらを生かした格好でしっかりしたものを作っていくということが大切なだろうと私は思っております。

したがって、答申にもあります、いろいろな意見をくみ上げて、その中で今後のあり方を検討するという必要性があります。したがって、簡単に申し上げると月夜野地区においても一つの子ども園としてしっかりした、にいはる子ども園のように前のものを活用するといったような形ではなくて、しっかりした物を整備すべきだと思っておりますけれども、それについてはどこが適地なのか、いつの時点になれば、子ども園の形で整備できるのか、そういう結論を得るには少し時間かかると思っております。

そしてまた、今ご指摘がありました、あるいは卒園式のときにお話しましたように、今預かっている、今の施設をどうするのだと、根本的な解決にならないかもしれませんが、幼児の最低限の安全性を確保するといったような老朽化に伴います修繕等についてはやっつけていかなければならないと思っております。

したがって、今回の補正予算でも月夜野保育園の屋根等の修繕については、補正予算の中で審議をお願いしているところでございます。

一言で申し上げますと、最終報告でいただいております方向に従って、水上地区が動いてお

りますので、月夜野地区も答申の方向に沿ってやっていきたい。したがって、施設の整備ということになると広範な議論をいただく中で、本格的なものに着手するというのは、ちょっと先になろうかと考えているところでございます。

2番目の質問です。人材育成と人事評価制度による改革についてのご質問でございます。

行財政改革行動指針、財政規模を100億円、職員数240名が平成27年までには実現するということについて、これを重要な目的数値として求めていきたいと思っております。実現に当たりましては、微調整というのはあるかと思えます。その時点も町の行政サービスをいかに確保していくかという観点から微調整があるかと思えますが、原則として、これを希求していくということは全く変わりはありません。

それに従いまして、機構改革、歳出構造の改革を現在進めておるところでございます。

職員数、ご存知の話を繰り返して申し上げます。平成17年10月の384名が現在、先ほどのお話のありました早期退職への職員の協力などを得まして、4月1日時点で297名という職員体制でございます。

87名が少なくなっているという、この意味は県内35市町村の中で合併等のいろいろな要因があるにしても、ここまでの実績を上げている自治体はないと、皆さん方のご協力のお陰だと評価しているし感謝しているところです。

その中で事務事業の検証につきましては、行政評価制度を導入することが有効だということで現在、試行導入しているところです。予算編成につきましても、事業評価の結果に基づいた予算編成を試行していくという予定にしております。

今ご質問の人事評価制度につきましては、職員一人ひとりの能力、あるいは行動の質を高めていかなければいけない、ご指摘のとおりです。したがって、人材育成基本方針の下で昨年度から管理職について試行導入いたしましたし、今年度は一般職についても、試行導入をしているところでございます。

制度の設計、あるいは制度の運用上の注意ということがなければ効果が上がりません。

つまり絵に描いた餅にしないという事で、変わるということが必ずしもすべて変わればよいというわけではありませんけれども、職員が、先ほどご指摘があり、私が答えました一人一人の能力や行動の質を高めていくという方向につなげていかなければならないということでございます。これをどういう形でやっていくかということについては人事評価システムにつきまして、借り物で動くのではなくて、職員が自発的な参加の検討会を何度か検討する中で、我が町の実態に合わせた形での項目、あるいは見方といった方向に検討を繰り返してつくり上げてきたものでございます。現在、試行中ではございますけれども、このことが人材の育成に間違いなくつながっていくんだと思っているところでございます。

人事評価を実施していくということについては、それぞれの職員に先ほど申し上げましたの視点から、自分の強み弱み、言ってみれば、長所と短所と言えはいいのでしょうか、そういうことを意識してもらって改善し、あるいは磨き上げていただくという機会として活用するのだと、これについては研修、その他の説明で何度も繰り返しておりますし、職員としてもそういう意識を徐々に持ってきてもらっていると思うところでございます。

職員の人材育成はどうかという点については、先ほど引用のありました6月議会の

質疑についても、全ての町行政全体の判断を見ながら、その中で町民全体を考えて、町民のために取り組んでいく、人材の育成であるとお答えしたとおりでございます。

人材育成については非常に重要な問題だと思っておりますので、ご指摘どおり今後とも意を用いて進めていきたいと思っております。

以上で第一の答弁とさせていただきます。

議長 (久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

12番 (高橋市郎君) 保育園の現状の施設に対してはそれなりの対応をしていくということは当然、必要なことをしていただくという事であります。

また将来的な展望の中で幼稚園、保育園を含めてどうするのかと、時間は少し変わりますよと、当然の話だと思うのですよ。

しかしながら、合併特例期間内にやらなければ、想定100億円の予算になったときについてというようなことを危惧する声は多くあります。そういう中であと5年という限られた期間、もう既に準備を始めていかなければ、それなりの保護者なり、子どもを持つ親なり、子育て支援という観点からも早急に準備に着手するということが必要かと思うのですけれども、その辺について明確にどういうことから始めていこうかということについて、考えをお聞かせいただければと思います。

議長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長 (岸良昌君) ご指摘どおりでございます。財政の回し方として、合併特例債が活用できるのが平成26年度までということですよ。

逆算いたしますと、平成26年に1年間で施設整備をするとしても、ぎりぎりそこまでもっていったとしても、25年には設計が出来上がっている、あるいは場合によっては、発注準備ができて、発注しているという状況が必要だと思います。

そうしますと、24年には遅くとも、どこにどういう規模で造るのかという事が決定していなければいけませんから、22年度、23年度で幅広い意見を聞き、終息の方向と言うものの議論を始めなければいけない、これはそのとおりでございます。

先程も答弁申し上げたのが、報告にもございましたとおり、やはり子供に関わることで、先ほど、私の答弁で新治地区で経験がある、水上地区で経験があると言いながらも、やはり該当する保護者、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんも含めて、地域としても、いろいろ心配があろうかと思っておりますので、逆にタイムリミットがここだから、ここまでに結論を出してほしいという持って行き方はいかがかなと思っていたので、明確にしませんでしたけれども、合併特例債を活用して26年までには投資が終わるということも重要なファクターでありますので、ご指摘どおり、そろそろ急いで町の方々に検討をお願いする段階ではないかというご指摘はそのとおりでございまして、その辺をきちっと踏まえながら、とは言っても、町の都合でこうなんだという形で押し付けのないようにですね、これから進めていきたいと思っております。

議長 (久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

1 2 番(高橋市郎君) 幼稚園、保育園、月夜野地区には分かれてあるわけです。

先般、保育園の職員の方と懇談する機会がありまして、できれば、町長さんに私達の働いている姿、また考えを聴いていただければ有りがたいなということも仰っていたので、ぜひとも幼稚園の職員・教員とは懇談会をされたそうなので、私立とはいえ先ほども言ったように126人、もう一人入りたいという人がいるので入るという状況もあるということですが。

それとやはり民営の保育園、保育園に対する要望というのですか、子供を持つ親の要望は年々多くなって、ですから月夜野保育園は、少子化にもかかわらず、これだけの定員を少し超えての受け入れをしているような状況です。

そういう中で、いつからというのを忘れてしまったのですが、土曜日の保育を3時まで延長保育をするという状況に沼田なるので、それに合わせて、月夜野保育園もやって欲しいという要望があつて、それに対応をするような状況にあるそうです。

やはりそういった保育園に対する要望があるということ念頭に置いて、これからの計画というものをしていかなければならないのかなということが考えられるのですが、その点について、どうでしょうか。

議 長(久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長(岸 良昌君) 月夜野地区の保育園が増えているというのは聞いております。

つまり新治地区に住んでいる住人も、水上地区に住んでる方も、私立の保育園で、エリアがないので預けたいと、そこを外れると沼田まで行ってしまうということも聞いております。

ニーズが、端的に申し上げて、月夜野保育園のある立地が、みなかみ町の中心であるということだと思っています。

その中で延長保育、これについては、にいほ子ども園でも始めたところですが、ニーズが非常に高いというのを聞いております。

ですから、端的に申し上げると、そういうことをやるためにも、なるべく早く施設整備をということですが、今、修繕等は当然やらなきゃいけないと言いましたし、長期的なものについてはしっかり考えてやりたいと、その中間の問題ですので、少し検討させていただいて、どういう手立て、あるいはどういう支援をすればいいのか、考えたいと思っています。

それから建明寺学園さんに子ども園をやってもらった時の議論のやりとりの中で、やはり私立の良さというの聞いておりますし、公立の良さもありますし、私立の良さもあると。答申の報告は、将来は民営化ということですので、私立の良さということだと思えますけれども、その辺のメリットを生かしていただく方向、これはきちっと考えていかなければならないと思います。

あと一言で言いますと、職員との懇談ということで、幼稚園の先生と懇談しましたので私、別に保育園に行きたくないというわけではないので、ぜひ現場を見たいと思っておりますので、すぐに行きたいと思っています。

議 長(久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

12番(高橋市郎君) 保育園と幼稚園については明確な時期、時間的な問題を町長の方から、明言していただきまして、それに沿って住民の意識、合意というのですか、そういうものもつくっていくよう地元の議員としても努力をしなければならないと感じております。

さて、次に人材育成について、再度質問をさせていただきます。

私の認識もあまりなくて、今回このことについて、いろいろ勉強させていただきました。

大変、職員の方々企画立案能力に優れた方々がおられて、行財政行動指針に基づいて人事制度の改革の企画書、また人材育成についての基本方針等の計画はきちっとされておるようであります。

そういうものがある中で、今後、そういう問題を多くの職員に認識を持ってもらって、それぞれの職員の意識を高めていくということが実践的にやっていくことが、これからの重要な問題ととらえられるわけですけれども、その辺について、どういう方法、町長の指導力を持って、職員の最高トップである町長の指導力を持ってやっていかなければならない部分、職員同士ではなかなかという部分もあろうかと思うので、それについての町長の決意というのですか、方向性というのですか、その辺についてお聞かせいただければ有り難いと思います。

議長(久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長(岸良昌君) これは、先ほど一番大きなところはお答えしたつもりです。

つまり自分の目の前の仕事をこなすということは当然のことでございますけれども、その判断の時に、もちろん公平性とその人を対応しようとする事象、個別のことと、両方のバランスを取って判断できなければいけないと思います。

そういう職員、すなわち、このことはできるけども、あれはできないということではなくて、最終目的はそこだと思っています。それが先ほど申し上げた、長所を伸ばし短所を少なくするということだと思っています。非常に包括的な答えで申し訳ございませんが、今のご質問の意味でいうと、すべての職員について、人数が減った297名だといっても、個別に把握できるわけではございません。そこのところについてはやはり組織というものを活用する中でやっていきたいと思っていますけれども、今職員とほぼ1年かかってまだ半分まで辿りついていないのですけれども、いろんな機会に話すように意識的に場もつくっておりますので、そういうところで考えていること、業務のことを、そして、それぞれの職員としての資質等もできる限り理解したいと思っていますところでございます。

議長(久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

12番(高橋市郎君) やはり行政というのは、多面的な仕事がありますから、効率だけを求めている問題でない部分もあろうかと思えます。

住民とじっくり向き合ってやらなければならない仕事もあるし、法律を求めてきちっと早くやればいいこともあるし、さまざまなことであろうと思えます。

その1つの例として、この場に合うかどうかは分かりませんが、いわゆる先の7月に行われました参議院議員選挙の開票作業で、私はたまたま開票立会人として、現場で立ち会

っていたわけです。その時、小林議員も開票立会人でおられたのですけれども。

その結果、町村で開票時間が確定したのが、みなかみ町が一番ワーストだったのですね。ワーストワン。3年前に行われた開票作業もワーストワンだったのです。

何でかなって、せっかくこういう作業に取り組んでいるのにもかかわらず、そういう結果というのは、その場面だけを見て評価してはいけないと思うのですけれども。

端的に選挙の開票作業というのは正確に早く、これ1点だけですよね。こういうことは町長に聞くのではなくて、選挙長に聞くというふうになるのかもしれませんが。

そこに携わったのは職員と外部の人間は1名で、票の読み取り器の会社の機械のメンテナンスする会社の人間が一人だけいた、あとは全部職員の方だったわけです。

職員の悪口を言うわけではないのですけれども、一人一人の職員で、みんなそれぞれ立派な考えを持ったり、仕事をきちんとなすことができる職員になっていると思います。

しかしながら、組織として動く時に俺が現場にいて緊張感というのを感じられなかったのです。やはり組織で、このことをやると言った時に、もう少し緊張感をもって、正確に早くやろうっていう雰囲気は伝わらなかったという現状があるわけなのですよ。

そういうことを見て、こういう事を管理職だけでなく、職員から公募した14名のメンバーでやったと書いてありますけれども、そういった人たちが一生懸命やって、作ったこのことを職員にやろうとしているにも関わらず、3年前と同じような状況が、そこに生まれているというのは、ちょっと残念だったなという結果だったのですよ。

それについてどういう感想をお持ちですか。

議長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長 (岸良昌君) 今一番最後に感想というご指摘だったのでお話ができるかなと思っておりません。

と申しますのは、行政委員会は教育委員会から始まりまして、監査委員、公平委員、農業委員、固定資産税評価審議委員と、町には6つの行政委員会があるわけですが、特に首長と致しましては、選挙管理委員会については別物だと。

つまり何かと言いますと、もともと委員会制度の中について、行政委員会は長の指揮監督を受けないと書いてありますので、どういう説明体制で、どういう準備体制で、どう進んでいくかと、これはまさに選管委員長の所管でございますし、長が首を挟むべきところではないと思っております。

とは言いながら、最後に感想という話がありましたように、人間としては、規則によりまして、選挙管理委員会の書記長には総務課長が規則でなっております。これは選挙管理委員会の規則ですから。人材的には普段、町政としてやっていただいている人材がそれぞれの任に就いたわけです。したがって、これについてどうだと言われれば、今それぞれ町の職員として、その場に適切な形でより良い行政を目指して、みんな努力して能力を高めている途中だと思っております。

今の個別の進め方については、やり方はどうするかと、まさに選挙管理委員会のご判断だと思っておりますけれども、雰囲気、態度ということでありましたので、そのことについて、現場を確認しておりませんが、もしそういう事が事実であれば、それは選挙

業務にもかかわらず、ほかのことについても全町的に取り組んでいく事態、例えば、災害が起きたときにどうだとか、あるいは観光に向けてどうだとか、同じようなことだと思いますので、他の場面において、私そういう感じを受け取ったことがないので何とも言えませんけれども、今仰ったような事について、役場職員が従事しており、それが取り組む基本的態度なのかということであれば、通常の行政事務と同等でございまして、気をつけて見ていきたいと思っております。

議長 (久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

12番 (高橋市郎君) 選挙事務に対してはそういうことだと思うのですが、そこに携わるのが職員だという観点からいくと、感想ということで、申し訳なかったのですが、

そういう状況があったということでもあります。

もう1点、なぜ時間的に遅かったのかなあという質問を何人かの職員にさせていただいたのですよ。そしたら、答えたほとんどの職員が正確を期すためにじっくりやったのだらうとか、そういうあれですね、確かに正確を期すためにじっくりやることというのは必要なかもしれないですが、速くということも、そこに現れることが住民サービスの一つであるというのは、速く結果を知らせるという観点からは、速くということが当然出てきてもいいのではないかと思うのですが、そういう答えをした人は皆無かったですね、職員で。

そういうことから考えて、この人材育成基本方針に基づいた職員の人材育成というものがなかなか大変な、こういうことを言うと皆さんに憎まれるから本当は言いたくないのですけれども、大変な仕事だなあというのが実感であります。

240人になった時に、先ほど、誰かが質問した時に、いわゆるアウトソーシングでしたか、外部に出せる仕事は出していくのだという事、しかしながら、外部に出した仕事で経費が安くなるというように、そこで働く人が安い賃金で働くということになると、官民の賃金格差というのが、役場職員とアウトソーシングで働く職員との賃金格差が出る。

それによって職員に対する不満不平というのが出てきては困るということになると思うのですよね。そのためにはやはり高い給料だと言われたいような仕事に取り組む姿勢というのが職員になれば、経費節減、人員削減ということが町民に受け入れられなくなる可能性が出てくる感じがするのですよね。

やはり公務員は安定した職場できちっと仕事をするのだということで、それなりの安定した収入を得られるのだと。それにはそれなりに見合った仕事をしないと、これから先、外部に仕事を委託して外部で同じ仕事をして、先程、給食費の問題で、直営で町の職員であればいくら、民間に出せばいくらという格差の話がありましたけれども、それには、それなりの職員としての意識をきちっと持って、町民に認められる職員像を作っていかなければ、そういうことが受け入れられない状況になろうと思うのですが、その辺について、考えをお聞かせください。

議長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長 (岸良昌君) ただ今のご指摘です。アウトソーシングの外部化の話については、外部の

人の方が安いのだということだけではないと思っています。

もちろんアウトソーシングする時に効率的ということで、先ほどもご説明しましたし、そういう要素というのは重要だと思っていますけれども。外部に出した時に、外部の人はそのことだけに熟達してるということをもって効率が上がるということもあると思います。

ですから、役場職員が同じ仕事をやっているよりも外部で給料が安い人の方が能率が高いというのを特定業務については、当然あり得る話だと思っています。質問の本意がそこにはないというのも重々承知しております。先ほどからお答えしていますように、町の行政、全体を見渡すことのできる人間、こういう人が自分の意識を高めて、それぞれにその場、その場で向き合っている業務、あるいはそのときに配置されている職場、それに適切に先程も申し上げた町民全体の事を考え、目の前のことをきちっと解決すると、積極的に町民の立場に立つ、この事がなければならないと思っています。それが人材育成でございますし、今ご指摘いただいているように、人材育成というのは、方途を定めて、目標定めて、手段を決めて、しかも手段というには、町に合った形で作り上げたものだとご説明したとおりです。

それを実行していく、確かに難しい問題は一朝一夕に解決できる問題ではないので、意識的に人事評価、あるいは人材育成というのを繰り返してやっていかなければいけない。

先ほどの答弁とおりですし、ご理解を願い、また改めてご確認されたのだと思っていますので、そういう方向でやらせていただきたいと思っています。

議 長 (久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

12番 (高橋市郎君) ちょうど40分を過ぎてしまって、あと10分あるのですが、質問の内容も終わりましたので、町長から明確に月夜野地区の保育園・幼稚園の整備についてのお話をいただきましたので、私の一般質問はこれで終わります。どうも失礼します。

議 長 (久保秀雄君) これにて12番高橋市郎君の質問を終わります。

通告順序7 7番 山田 庄 一 1. 耕作放棄地と里山整備 2. 地域を支える人材育成

議 長 (久保秀雄君) 次に、7番山田庄一君の質問を許可いたします。

7番山田庄一君。

(7番 山田庄一君登壇)

7番 (山田庄一君) 議長の許可をいただきました。

耕作放棄地と里山整備及び地域を支える人材育成、以上2点について順次、質問を行います。町長、私の質問は単純なので、単純に答えてもらえればと思います。よろしく願いします。

まず、耕作放棄地と里山整備について、お伺いいたします。

町の基幹産業といえば、観光と農業が中心であります。さらに水源の町として環境整備に取り組む重要性が増し、環境宣言の町として売り出す大きなセールスポイントになるのかと思います。

観光地の整備や農業者支援によって、町の活性化を図るのは当然でありますし、土地改良などで区画整理された田畑は、農作物がたわわに実ることによって町全体の豊かさやよく整備された環境を表すバロメーターとして見ることができます。

ひと昔、ふた昔前の町村においては、里の田んぼや山の畑などは地理的条件の良し悪しがあっても、ちゃんと農作物が作付けられ作物や穀物の生産基地の役目を果たしていました。田や畑が耕されるということは、その周辺の里山もちゃんと整備されていたのだと思います。

しかし、時代が進んだ今、農業従事者の高齢化や後継者の問題を抱え、不耕作農地が広がり、耕されない田畑はただ荒れるだけでなく、周辺の里山も同時に葛の葉や笹、茅、柳の木などがはびこり、遠慮のない竹の根は柔らかい土の中を光を求めて際限なく広がり、まさに竹藪と化しています。今話しているのは、新治地区の、町長の近所の某地区で高齢者が非常に多く農業する人たちがいなくなってきている地域を指して話している訳なのですけれども、やがてこの辺の企画整理された素晴らしい土地もやる人がいなくなると、きっとその恐怖におののくのではないかと考えています。

観光に力を注いだ分、町全体の環境整備にも気を配らないと貧相な観光の町になってしまうと考えますが、この現状を町長はどうお考えになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 耕作放棄地を中心とするお話です。

耕作放棄地について、まず数字を申し述べさせていただきます。

平成20年度農業委員会が調査していただいたところによりますと、町内農地2835ヘクタール、そのうちの約560.4ヘクタールすなわち20%が耕作放棄地であるということです。その理由については今ご指摘のとおりでございますし、整備が進んでいないというところが、放棄率は高くなっておりますが、場合によっては整備されているところでも実質耕作放棄地になっているという状況があります。まさに耕地というものは耕作されていることが景観であると、そのとおりだと思っています。

逆にいうと、いわゆる農作物生産という視点よりも、景観作物としての利用というのでも行われているのはご存知のとおりでございます。

したがって、耕地というのは利用されることが環境にも良いし、景観にも良い、そしてまた、故郷そのものの景色だと、これは同じように私も強く認識しております。

ただ今の質問はそこまでよろしいでしょうか。

議 長 (久保秀雄君) 7番山田庄一君。

(7番 山田庄一君登壇)

7 番 (山田庄一君) 田んぼや畑は、一度荒らしてしまうと元に戻すのに非常にさっき言ったよ

うに葛の葉だとか、笹とか柳の木とかが入りこんじゃって、非常に大変になってしまいます。

ですから、要するにそういう所って、今スポットライトを浴びているイノシシとか、サルとか鳥獣害が非常に出てくるわけなのですけれども、本来であれば、自分の土地なのだから、自分でしっかりと管理して守っていかなくちゃいけないというのが当たり前なのですけれども、それでも地区によったら、草刈り機を持ち込んでいざ刈ろうと思ったら、足腰があんまり強くないので、杖になっちゃうような人たちが結構います。

そういう整備したくてもできないのが、非常に実態としてあると思います。

だからと言って、それを町がやれと言ってる訳じゃないのです。やっぱり、仮にそこでやってもらっても毎年生えてくるものですから、それは毎年、例えば、町が業者に金を出してもらわねばいけないので、これは地域との連携が特に大事になってくるんじゃないかと思っています。

今年、みなかみ町は過疎地域に指定されました。議案書の中にもみなかみ町過疎地域自立促進計画が添えられております。その9番目に集落の整備という項目があって、現況の問題点とその対策が述べられています。

59行政区で79の集落があって、高齢化が進んでいるが、集落維持が困難になっていないとあり、さらに近い将来、その可能性は否定できないと読み方によっては大変に悠長な書き方になっています。この集落維持が困難になっていないという、その見解というのを町長はどのように考えていますか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 個別の区を積み上げた数字では承知しておりませんが、集落の維持が困難という部分については、今限界集落だとか言われている指標がありますし、その指標で必ずしも言うべきではないと私は思っております。

それ以上、高齢化率は進んでいるけれども、地域の活力があるところもあれば、年齢構成だけではそうではないけれども、集落の点在の仕方だとか、その他で維持が困難になっていると、それはまた別だと思います。

今ご紹介のありました79集落、それぞれの地域毎、集落毎によって差があると思えますけれども、町内においても、現況でも相当集落の維持が難しいと私が見るところも当然ございます。

議 長 (久保秀雄君) 7番山田庄一君。

(7番 山田庄一君登壇)

7 番 (山田庄一君) その対策の部分での記述にも、「恵まれた自然環境を保全しながら、集落の生活環境や生活基盤の整備を図り、地域全体の居住環境の整備の向上に努める」とありますので、これは山手の非常に日の当たらないような所でもちゃんと人間が住んでいるのだということをしつかりと認識してもらって、政策に生かしていただきたいと思います。

やはり解決方法がなかなかないという中で、実は昨年、旧3地区にまちづくり協議会というのができました。

地区毎に活動を始めているのですけれども、委員さんのメンバー構成というのが大体同じ選出方法で、地区のまちづくり委員に区長さんが加わり、それと大体同じような地区委員さんと区長さんが加わった協議会の構成になっています。

目的が自分たちの地域に合ったまちづくり、活動を通したコミュニティづくりであり、合併特例債運用基金の900万円を1地区300万円割り当ててもらって、それを地区協議会を中心に活用しながら、町民主体のまちづくりに取り組んでいる協議会であります。

新治地区では、通学路の安全確保、独居老人の住宅居宅環境整備ということで、昨年道路や家のコサになっている竹とか木の伐採を行なって、行政に頼らない、住民が主体になったまちづくりを行っております。

今年は新治地区では、新治花の街道づくり事業という事業計画を立てて、湯宿から浅地、相俣を経て、猿ヶ京までを花木を中心にしたそれを植えて癒しのある空間を創造して、それが観光につながればいいということで、事業を進めております。

また、須川のたくみの里の笠原地区は、よそから移り住んだ、そこに店を出している人たち、地域に生まれた人たち以外の目から見て、新たな地域の観光資源があるのではないかとということで、いろんな取り組みを始めております。

一つには、彼岸花の里づくりとか、郷愁を呼ぶ童謡の里づくりという地域独自のまちづくりを進めております。これらの活動というのは長く続くかどうかというのが一つのポイントとなりますけれども、やっぱり住民の参加が非常に大きなウエイトを占めているんじゃないかと思えます。

今回、この協議会に地区で使って下さいと300万円がポンと渡されたわけなのですが、ちょっと心配だったのは、地区ごとにその金の引っ張り合いになるんじゃないかと思ったのですけれども、全くそんなことはなくて、渡された金を本当にみんなで協議しながら、知恵を出し合って、地区のバランスとかを考慮しながら、扱う努力をしていました。

今回の質問にある不耕作農地と里山整備というのは、本当に長い年月をかけていかないと整備というのは、また荒れてしまうと思うのです。このまちづくり協議会の取り組みというのは、今回の整備の参考になるんじゃないかなと思っています。

県には県土整備部というのがありますけれども、町に町土整備部というような名称で町土を整備する住民の組織みたいなのができれば、そこに行政が主導ではなくて、この金を使って地区を整備して下さいということが出来れば、今進められている町づくり協議会の活動を考えると、地区が考えて整備をするんじゃないかと思うのですけれども、そういうことを予算化して、地区に任せるといふ、一つの提案なんですけれども、これについてどう思いますか。

議長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長 (岸 良昌君) 今ご指摘のありましたまちづくり協議会、大変皆さんに集まってもらって真剣に議論していただいて、地区ごとに300万円ですけれども、非常に有効にご活用いただいていると思っています。

その前提でのご質問で、あんまり繰り返しても申しわけないのですけれども。

今、後段でご指摘いただいた件については、今でも行政区という単位が主だと思います

けれども、資材支給という格好で、みんなで集まってやろうと、ついてはこの材料については、町で面倒見てくれよという形で進めていただいていますし、現在、確認したところ、予算上も概ね8割程度は満たすように組んでいると担当課に聞いております。

その辺を增強していくという事と、今のご指摘と同等なのかなと実は感じているところでございます。

また、先程申し上げましたように、まちづくり協議会ということは旧町村単位で協議会を設置させてもらっていますので、活動がみなかみ町全域に広がるようなまちづくりだとその分の金が活用できないというのがありますので、そのところはご要望と、そしてまた議会とのご相談ですけれども、同じような形で町全体の話をみんなで参画してやろうよという時に、今地区単位で組織している協議会と同じような形のものに町として支援するという方法もあるのではないかと考えているところです。

まだこの辺についてはお知恵をかしていただきたいと思っております。

議 長 (久保秀雄君) 7番山田庄一君。

(7番 山田庄一君登壇)

7 番 (山田庄一君) ぜひ真剣に検討してもらって、町づくり協議会には300万円あるから、その中で、やっていけばいいじゃないかという話がもしかしたらあるかもしれないですけども、それはそれとして、目的は違いますし、一つには、町土整備部というのは無いんですけども、それを1つの目的の予算化というのがあれば、それを例えば、これはもう地域全体で考えるととても大変なことになりますけれども、新治地区なら新治地区、その中でこの地区はこの地域がやりたいという所があるのだったら、その部分で町に相談した時に、ちゃんと答えられる金額、予算というのがあると、非常に整備が進むのではないかなと思ひながら、考えたものですから、ぜひ検討できるものでしたら、やってもらいたいと思ひます。

もう一つ、国の緊急経済対策で緊急雇用のことで今何人か雇っていますよね。

その人達が今、おかげ様で草刈りとか一生懸命やってもらって、各施設が非常に以前よりは綺麗になっています。これはぜひとも続けてもらいたいと思ひますけれども、これは国が例えば、そこでもうやめますと云った時に、現状だとなくなっちゃうのかなという心配をしているわけですけども、町独自で現在の人数は、例えば、雇用するのが無理だったら、多少でも少なくなったとしても、非常に施設だけでなく、いろんな面で活躍してもらっている部分がありますので、ぜひ続けていただきたいと思うのですけれども、この辺はどうですか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 前段の話で多少補足させていただきます。

耕作放棄地を含めて、地区を整備するという時に中山間地域の直接支払い制度、あるいは農地水環境保全向上対策、これらについて集落協定を定めたりしてやってもらっているというのがありますし、これについては土地改良予算が減ったとは言ひながら、まだまだ活用できるということですので、この辺については、集落協定を作ってもらって、中山間直接支払い等の制度活用というのはあるのかなと思ひます。

それで緊急雇用、これについては本当に有り難い制度だと。雇用を確保するというところで、現政権の中で出てきたわけですけれども、町として施設管理、あるいは道路の草刈り等々で今年一般的には草はものすごく伸びているのですけれども、緊急雇用の人のお陰で、例年に比べて管理がよく出来ているというのはそのとおりだと思います。

何かと言いますと、ぜひ国の方でも来年度予算編成に向けて、この制度を残してもらいたいなと思っていますので、首長という立場がありますので政権に要望をしていきたいと、あるいは機会をとらえて、効果を伝えたいと思っています。

もしその制度がなかったときにどうするのだというご指摘ですけれども、今管理の現況等から考えると、ちょうど今、山田議員からご指摘のあったような水準で何とか直接でもやらなきゃいけないのではないかと。実はこれは年度末に向けて課題だなと意識しているところです。その時点で制度がどうなるのか、あるいは町の中で最低限、ここまで、このレベルでそういう緊急雇用的な人の使い方施設管理等のお手伝いをしてもらうということについて、まさに新年度予算組みの時に、議会にご相談する事項かなと思っています。

緊急雇用については山田議員と全く同じ認識を持っているというのが一言で申し上げる答弁でございます。

議長 (久保秀雄君) 7番山田庄一君。

(7番 山田庄一君登壇)

7番 (山田庄一君) 本当に整備された町というのは、観光の町でありますし、ただ施設をつかって、そこに来てもらうだけじゃなくて、当然その人たちというのは車で走って、いろいろな所を見るわけですから、それが途中草だらけで景観が悪い所よりも、多少でもかかった部分は町のためだと思って予算をつけて、きれいな町にするというのが重要なのかなと思いますし、それを提案されたときには議員としてやはり後押しはしたいなと思いますし、一緒にがんばっていただければと思います。

続きまして、2点目の質問に入らせていただきます。

職員の人材育成については、先程高橋議員と、6月の一般質問でも阿部賢一議員から出され、この制度に多くの方が期待していることが伺われます。

6月の一般質問の時に阿部賢一議員から、新治支所の職員の対応の件でちょっと残念な報告がされました。私は永井支所長と同級生だから言うわけではないのですけれども、これは庇うつもりはないのですけれども、新治支所は非常に人数が少ない中で、一生懸命やっていると思います。3年前ですか、山賀支所長の中には荒れ放題のB&Gの周辺の草刈りを日を決めて職員全体で行って、景観が悪かった所を草刈りして、きれいにしたり、桃李館から燦々橋にかけて、道路の植え込みがありますけれども、これも職員の人たちに綺麗にしてもらっております。

今年も町道の危険箇所が何ヶ所かあるのですけれども、これも永井支所長の配慮によって除草されたり、カーブミラーの点検とかがされております。ですから、新治支所の職員も一生懸命やっているということをまず最初に報告したいと思います。

本題に入りますけれども、住民が自主的に設立し、運営しながら、極力町に頼らないで、ボランティア活動をとおして、地域に貢献している団体の支援についてお伺いします。

この団体、例として上げますけれども、旧月夜野町の時代に、月夜野町で主催したボランティア支援養成講座みたいなのに応募して仲間12人で講習を受けて、地域の子育て支援を目的に設立して、運営上は大変苦しい中で、若い母親の相談相手として、またそういう人たちの交流の場として参加しているのが、イベント時を除いて原則無料で行っているそうです。

活動の性格上、幼児と接する事が主なため、育児の方法に関して、新しい知識を得る必要がありますけれども、独自に講師を招いて講習会を開く費用というのがなかなか捻出できないということでもあります。

人材育成の観点から、講習会受講の必要性を感じながらもできない、そういう人たちに対して、町が何か良い制度を作って支援する方法はないかということをお聞きしたいと思います。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

町 長（岸 良昌君） ただ今のご質問です。

本当にいろんなボランティア団体といおうが、地域づくり団体といおうが、町の人が集まって自分たちの力で地域を何とかしていこうと、あるいはこういう問題については任してくれと、大変熱心に活動されていると、これはまさに地域の助け合いの気持ちが残っているということの表れだと思っています。

今子育て支援ボランティア交流の場という例がありました。それについては個別問題として、子育て支援の一環として、ボランティア等の地域の人が活動してくださる場所だとか、その設備だとか、そういうものについては積極的に支援していきたい、拡充していきたいと思っています。

それを離れまして、一般的にボランティア団体が活動の目的を達するために今例にありました講師を呼んで勉強会をする、あるいは団体と団体が一緒に活動していくと、そういう時に、例えば活動費で来る人にこういう人がいると、講師の派遣調整だとか、講師に対する支払いだとか、そういうことを町が直接やって、そういう団体の横断的な活動支援、それについてはぜひやりたいと思います。

だから、どこにどういうニーズがあって、こういうことで、例えばこの団体とこの団体と同じような子育ての講師を町で呼んだら、非常にボランティアの力が上がるよとかですね、そういう形でぜひ町としても情報を取りますし、何といたっても非常にアンテナの広い議員各位でございますので、ぜひ今のような横断的な話を上げていただきたいと思います。

それは各団体に活動費を支援するというよりは、横断的に、あるいは個別団体でもいいですけれども、特別の目的でこういう種類の講師で研修を受けたいとか、そういうものを町の事業としてやるのが適切かなと思っています。

山田議員からのご指摘もありましたし、知恵をかしていただいて、そのところは積極的に支援する方法が確立できればいいなと思います。

議 長（久保秀雄君） 7番山田庄一君。

（7番 山田庄一君登壇）

7 番 (山田庄一君) 本当に方法が分からなくて、でもボランティアをやりたいのだという人たちが非常に多いと、そういう人たちというのは本気になって、自分の欲でなくて、自分がある程度、子育ても終わって、時間にも余裕があるというのか、町に貢献したいという思いを持っています。

ポット入ってやる分にはいいのですけれども、やはり専門的な分野での講習があったりとかが必要な部分もありますので、それを今言ったように、確かに個別にやるのは難しいかもしれないですけれども、例えば、今点字とか、いろんな講習会をやっていますし、同じようにボランティアの人達が気軽に参加できるシステムというか、講習会をつくれるようにすれば、その時にちゃんとした情報発信をしないと、あの時にあったのか知らなかったで終わっちゃうのですけれども、情報というのはちゃんと末端まで届くようなシステムも整備しなくちゃなんないと思いますし、それをやって、本当に町と町民で協働でという自治基本条例に沿って本当の町づくりをやっていければ、やはり生きがいというのがある程度、年をとっても生きがいもありますし、職員も大変なやりたくないこともやらなくちゃならないということもあるかと思っておりますけれども、この人たちによって、引っ張られて、人材育成じゃないですけれども、そういうところで自分たちを高めていくということもありますので、ぜひとも良い講習会とかあるのだったら、何回でもやってもらえればと思います。以上、お願いしまして、私の一般質問は終わります。

議長 (久保秀雄君) これにて、7番山田庄一君の質問を終わります。

議長 (久保秀雄君) この際、休憩いたします。14時25分から、再開いたします。
(14時08分 休憩)

(14時25分 再開)

議長 (久保秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**通告順序8 4番 前田 善成 1. インバウンドを有利に行う交流事業と
これからの町づくり
2. 国民健康保険のこれから
3. 小中一貫教育の方向性**

議長 (久保秀雄君) 次に、4番前田善成君の質問を許可いたします。
4番前田善成君。

(4番 前田善成君登壇)

4 番 (前田善成君) 通告に従って、3つの質問をさせていただきます。
まず最初に、インバウンドを有利に行う交流事業とこれからの町づくりについてです。

国は、国土交通省に観光専門の観光庁を作っています。群馬県においても、ビジットジャパンキャンペーンを県内の多くの観光地のお客様の誘客や旅館の再生できるチャンスと考えています。

近隣国の多くに誘客、PRを観光課を通じて行い、観光地の再生の方策として期待をしています。

観光に関する取り組み、ビジットジャパンキャンペーンは、国内はもとより諸外国に向け国策として取り組んでいます。

そのため日本の有名な観光地は、ニセコに代表されるように競ってインバウンド対策として、諸外国との交流事業を進め、その事業方法を情報発信、国内以上に外国に行っています。

そこでアウトドア産業で、他の観光地と差別化できる、みなかみ町でインバウンドを有利に運ぶために、みなかみ町が他の観光地にない取り組みとして考えている「住民参加型の国際交流事業」についてお聞きます。

2番目として、**国民健康保険事業のこれから**についてです。

社会保険のように医療費に対して事業者負担がなく、医療費を国保税と支出金で支払う仕組みになっている。75歳以上の資産保有者は国保税の負担率が低くなり、その上6%の医療費の伸びが生じているのにも関わらず、町村単位で保険加入を行う国民健康保険はエリアが狭くなります。

自営業者、離職者、年金生活者などにより、年齢構成が高くなり、他の保険と比べて年収400万円前後の中間所得者の保険料負担が重くなっています。

そこで住民の健康医療のさらなる充実に向け、都道府県単位の一元化を求める意見書を提出した事以外に、みなかみ町で独自に行う方策の方向性や方法についてお聞きます。

3番目として、**中小一貫教育の方向性**についてです。

文部科学省の特別研究費を利用し、中学校と小学校が同一敷地内に隣接する、藤原地区の特殊な学校の配置を利用し、これからの一貫教育のあり方を模索、検討したみなかみ町。

みなかみ町の新教育プログラムの中に記載された一貫教育は、小学校に対して行う英語の授業や、小学校・中学校の教諭と児童・生徒の交流、小学校教諭と中学教諭の緊密な交流の促進を図ると書かれています。

児童が、中学教科とその教科の授業に対し、対応が可能になり、中一ギャップが緩和され、専門教科の授業対応などが可能な小中一貫教育ですが、新しい取り組みと、これからの展望、特区申請を行わない優位性などについてお聞きます。

議長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 住民参加型の国際交流について聞きますと言われたものですから、こういう例があるけれども、どう考えるかと続くものと思ったもので大変に失礼いたしました。

1つ目として、インバウンドを有利に行う交流事業ということで、特に今最後にご質問がありました住民参加型の交流事業ということでございます。

少しインバウンドについて、おわかりの点だと思いますが、繰り返させていただきます。

経済の活性化の切り札という事で、観光による交流人口の拡大により、需要を喚起し創出しまして、日本経済の活性化やひいては日本の産業の再生につなげるということで、昨日も国の総理大臣の下で会議が開かれたようでございますけれども。

平成20年度の外国人旅行者の消費額が1.3兆円と言われております。したがって、日本経済の中で大きなシェアを占めつつあるということだと思えますし、また、観光立国推進本部が国土交通省大臣を本部長として設置されておるところでございますし、外国人誘客についてのワーキングチーム、そして観光連携のコンソーシアム、いろんな議論を巻き起こしております休暇分散化ワーキングチーム、この3つのワーキングチームが組織されているようでございます。

また、外国人誘客ワーキングチーム、ご存知のとおり、先ほどの質問の中でも指摘されましたように、中国人の訪日観光ビザを発給しやすくするといった課題の各省庁間調整を行うといったことで、特に中国旅行の取り扱い会社が拡大している、それを国としても支援しているということがあるようでございます。

今、住民参加型ということでございますけれども、各種の交流チャンネル、先ほどちょっと答弁を既にやらせていただきましたけれども、聯合国際学院とは弓道を通じる人の往来があって、これを活用して、観光にもつなげていきたいということでございますし、またそれ以外においても民間という切り口で申し上げますと、例えば、ご指摘のあったアウトドア、先ほどからアドベンチャースポーツとお答えしておりますけれども、外国と深い交流がある、人のつながりがあるという事で、こういう方々を通じたインバウンド、これは中国に限らずでございます。

まさに先ほど、小林洋議員の答弁の中でお答えしたとおりでございますけれども、地域の人の力を借りる中で活用する中で連携を図り、そして、みなかみ町でこういう体験ができる、みなかみ町に来ればこういう事ができる、先ほど答弁の中で言いました聯合国際学院から来ている弓道を当町でやった学生達が地域で、みなかみ町の良さを発信していただきたいと申し上げましたけれども、そういうこともまた住民参加型の国際交流ということで思っております。

これらの方々が国際交流のきっかけをつくっていただき、それを官民一体となつてというのはおかしいですけれども、観光施設の方、事業者、そして町民、先ほどから言っている、ボランティア団体であったり、子供育成団体であったりすると思います。

それも町と一体となつて国際交流を推進していくということが必要だと思っておりますし、その芽はあるので、それを大事にしていきたいと思っておりますのでございます。

インバウンドで申しますと、特に観光施設、旅館宿泊業の方で中国に特化するか、あるいは台湾に特化したいとか、インドネシアから増えているので、インドネシアに特化したいとかですね、そういう動きはまだ出てこないというのは、先ほどちょっと申し上げましたように、これから幅広い外国からのお客様を一般的に誘致するよりは、こういう目的でこういう方がみなかみ町のここに来ると非常にいい成果・目的としているものが得られますよといったようなピンポイントの発信が重要なかなと思っておりますので、これについても個別の事業者、旅館さんも含めて、ご相談していかなければ実効性は上がらない

だろうと思っています。少し話が拡散して申しわけございません。

続いて、**国民健康保険**のこれからについてということです。

何度もご答弁し、あるいはご説明している話ですけれども、国民健康保険の運営につきましては、21年度に国保税の引き上げを行わせていただきまして、財源の確保に努めたところでございます。

同時に現水準でのご負担は23年まで維持するというのをその時点ではお約束したところでございます。

現在いろいろな議論、この間重ねてきてはおりますけれども、現在のところ3年ごとに税率を見直していくという当初の予定でお答えさせていただきたいと思っていますが、医療費の推移、基金の積み立て等を勘案し、3年毎に改正の議論を致していく必要があるかと思っています。

今お話のありました最終的に県に陳情した以外に何をしたのだというお話でございますけれども、具体的には県単位での運営を早い時期にやってもらいたいと。

25年度から新たに高齢者医療制度が都道府県単位でスタートするというところでございますし、国保については財政運営の環境整備を進めた上で、25年度以降のある時期までということで期限を定めて全国一律に都道府県に単位化するという意見が高齢者医療制度改革会議の中で議論されているというのが国の状況のようでございます。

これは後期高齢者医療制度についての各種の批判を踏まえての話だと理解しております。こういう事が動けば、広域単位、県単位ということになるのだと思います。

広域的な対応ということについて、県単位での運営と、これは県にも申し入れておりますけれども、推測いたしますところ、県単位で決めるのは非常に難しいのかなと思っています。

なぜならば、群馬県はこうするよと、例えば、栃木県はそうじゃないよということになるとですね、まさに県としては、大都市である程度の負担できる人が多い部分と、再々議論いただいております当町、特に収入面で弱い人が多い中で医療費もかかっていると、そこを単一にやるということになると、県の方が太田、高崎、前橋の反対を押し切って、みなかみ町、片品村云々というところのバランスを取るという話ですから、県単位ということでありましてけれども、県独自でやるのはなかなか判断が難しいのかなと推測しております。

したがって、今ご説明したような制度変更の中で国全体として、県単位で運営するということになるのが、我がみなかみ町にとっては有り難いことなのかなと思っています。

なお、医療費の削減の問題につきましては、この間、大変町民の方々、受益者の方がご努力いただいておりますということは再々ご説明しておりますので、その説明は省かさせていただきます。

そしてまた、3点目の**小中一貫教育の方向性**についてでございます。

これについては今、前田議員がご説明いただきましたし、12月の一般質問の中でもお答えさせていただいておりますけれども、中学の先生が小学校の児童を対象に専門性を生かした授業を実施したり、中学校行事に小学校児童が参加するというところで言ってみれば、

小中連携教育を推進しているということでございます。これについては今のご質問でも小中一貫教育ということで、改めて強調されたところ です。

一貫教育、つまり中学校の先生が小学校で授業を持ち、小学校の先生も中学校でやっていくということについては教員の取り組み方、そして、そのために必要なスキル、もともと教育技術は持ってらっしゃるわけですから、応用動作としての活動と、これを習得されなければいけませんので教員にとっては苦勞が多いのだらうと思っております。

端的に申し上げて、中高一貫教育をやるためには、小学校の教員、中学校の教員が一定の範囲で移動、つまり人事の範囲がありますから、みなかみ町が大都市であれば、その市の中で小中学校一貫教育を確立するという制度のもとに、それは特区を取るべきなのか、学習指導要領等との関係だと思います。

いずれにしても実態的に一貫教育というのは可能だと思いますが、みなかみ町の単位では、その中に固定して小学校の先生も中学校の先生も続けてやっていただくという訳にはまいりませんので、なかなか実務上は難しいのだと聞いております。

しかしながら、これについては、先ほど教育委員としての再任を議会にご同意いただきました教育長の方が専門家でございますので、後で補足していただければと思いますけれども、個人的な見解を言えば、それは小学校1年生と小学校5年生というのは精神的にも肉体的にも相当違うぞと。小学校6年生と中学1年飛ばして、2年生でも同じカテゴリーかなとかですね、高校生と中学3年生をどうやって見分けるんだらうかと。率直に個人的には思っています。

だから、これについては幼児教育のところではいわゆる3歳未満児と3歳以上児、一つのこども園でくくるという制度で動いていますけれども、設備的にサポートをする必要があるかなと今認識を強めている所ですし、小学校の低学年、あるいは中一ギャップが言われています高学年、この辺とは違うのではないかという思いもしています。

但し、その事をみなかみ町という狭い範囲の中で大々的に打ち出していくというまでには実務的な問題点が多々あるのかなと思っています。

もし、みなかみ町が今、前田議員のご指摘のように小中一貫ということで強く打ち出されれば、そういうことを望んでいる世の中の保護者、多くの方々はいりませんけれども、そういう方も多いということは承知しています。実務的にはなかなか問題点が多いのかなということは承知しています。

あとにつきましては、先ほどご紹介しましたとおり、教育長の答弁とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長 (久保秀雄君) 教育長牧野堯彦君。

(教育長 牧野堯彦君登壇)

教 育 長 (牧野堯彦君) 町長の答弁のあと、少し補足をさせていただきたいと思っております。

前田議員には十二分にですね、何回もここで小中一貫教育の中身についてはご質問なさっておりますし、十分先程のご質問の中でご理解をされております。

敢えて説明はいたしませんけれども、現在は一昨年以来、この新教育プランというのが始まってから、小中一貫の教育を目指して、そのための努力を重ねてきております。

具体的には先ほど町長の話にありましたように、中学校の先生に小学校へ出向いていただいて、英語や数学の授業を展開していただいております。ただし、これは可能な限りでございます。

それから、各種行事に小・中学生、中学校に小学校の生徒を招いて一緒に行事を行うマラソン大会だとか、あるいは文化祭だとか、合唱コンクール等々に小学生を招いて一緒に参加をしたり、歌ったりしております。そういうふうな行事を通じた交流、あるいは募金活動だとか、あいさつ運動等、いろんなところで中学校と交流が非常に深まってきているのは事実でございます。

そういう中で小・中学校の接続を緩やかにしていきたい、ギャップをとっていきたいのだというふうな願いで始めた一つの小中一貫教育でございまして、それなりに私は成果も上がっていると評価しております。

今後でございますけれども、これまでの成果を踏まえて、更に先ほど出ておりました議会で取り上げてくれました教育施設特別委員会の最終報告書の中にもありましたように、今後とも小中一貫を進めていくんだというご指摘、最終報告をいただいておりますので、これに基づいて進めてまいりたいと思います。

そして出来れば、各種の条件が整えば、本当の意味の小中一貫教育へ進めていきたいと考えております。

なぜならば、現在も進めております「郷土みなかみを愛し、21世紀に生きる思いやりのある強くたくましい児童生徒の育成」をなさいというのが初年度における、これからのみなかみ町の生徒の一つ大きな目標なのだと、育成のための目標なのだと。

それに合わせて、町長が就任の折にもお話されました。

高度な教育環境を創出し、恵まれた自然環境や地域特有の風土を生かした教育プログラムを創設し、地域の実情に合った施策のもと、高い知性と豊かな心を身に付けた人材の育成をしてほしいと、これが町長としての大きな教育に対する願いなのだと、まさにこれを推進していけば、この狙いは一層強まって推進に結びついていくのだという確信を持っているからであります。

したがいまして、各種条件が整えばということでございますので、現在はまだ連携教育という段階かと思っておりますけれども、その中でそのための成果を上げていきたいと考えております。

なお、推進の中で町当局に大変なご配慮をいただきまして、マイタウンティーチャーを1名つけていただいております。これは中学校、小学校の交流がしやすいように先生の出授業がしやすいように、それをカバーする先生の立場で入れていただいております。

さらに、この二学期から英語のALTアシスタントティーチャーを4名にいただきました。これで小学校、中学校の英語の活動が非常に縦てにつながりが出てきております。

そういう英語学習の強化とあわせて、この小中一貫の意味も持たせて、現在小中、両方を掛け持ちでやってもらっております。そのようにして大変お骨折りをいただいておりますが、願わくば、もう2人ほど各中学校に一人ずつマイタウンティーチャーをいただければ、各中学校ができるかなと、現在水上中学校に1名配置しておりますけれども、そんな

ふうな、願わくばでございますけれども、考えております。なお一層、中味が出来てくると思います。

それから、特区をしない優位性ということでございますが、これにつきましては、重々お分かりだと思いますけれども、何の優位性が分かりませんが、現在進めておる連携協力と言いますか、一貫教育の前の段階の場合には、現在の学習指導要領に従ってやっておりますので、学校経営には殆どいじるところがありません。したがって、学校は非常に落ち着いた経営ができるというのが事実でございます。

もう1つは、先生方の異動も、先ほど町長からお話がありました、非常に齟齬を来すこともなく、人事異動も可能でございます。

もう1つは、生徒の転出入についても、教育内容が学習指導要領で同じでございますので、転出入にほとんど問題がない、そういうふうなところ、これをやりながら小中一貫へ向けての教育ができるという良さはございます。

ただ、一貫教育に向けての教育課程の編成、本当は9ヶ年の系統的な計画で進めるのは、小中一貫なのですけれども、その計画を進めるには系統的な内容の学習に限られると、したがって数学だとか、算数・数学・英語の教科は系統性があり、小中を縦に通して出来るのですけれども、他の教科は非常に計画化するのは難しいと、そのほかの学校行事だとか、昨日、林議員から出ました地域の学習、環境学習は9年間でこういうふうに進めようじゃないかとか、そういうのは非常にやり安くなりまして、地域に立脚した郷土を愛する子供たちをつくろうという大きなねらいのためには、そういう計画化を進めることが非常にしやすいということで、これなんかも良いところかなと思っております。

そんなことで優位性という中に含まれたかどうか分かりません。お答えになったかどうか分かりませんが、近年の新しい、来年から施行される新しい学習指導要領の中、中学校・小学校と共に連携協力を非常に強く謳っております。

ということは、今進んでいる道は間違っていないなと思っておりますし、また近年、大きな政令指定都市のような規模のところでもどんどん市単位で一貫教育に切り替えてきている。東京23区の中にも大分増えてきております。というふうに、これからの教育の方向性を何か示しているような気がいたしております。

そんな中で私、現在進めている方向は間違っていないんじゃないかなと思いつつ、進めておるところでございます。

回答として不十分かと思いますが、以上で答弁とさせていただきます。

議長 (久保秀雄君) 4番前田善成君。

(4番 前田善成君登壇)

4番 (前田善成君) 最初の質問のインバウンドの件から再質問させていただきます。

ちょっと話を忘れてしまったかもしれないですけども、中国を中心にお話しされているんですが、実は当町は一番ニュージーランドの方々との交流が深いということです。

これは6月の議会でも紹介し、今回の議会でも小林議員の方からもお話が出ていますけれども。

アウトドアスポーツで業を立てている人たちがかなりいる町ですから、逆に言うとニュ

ーギーランドの方で盛んに行われているようなものをこちらに取りこむ。

取り込むことによって地域を挙げて、それをやることによって、そのお客さん呼び込むと。十分、これがインバウンドになると考えています。

前にちょっとお話をしたのですが、日本でいう盆栽と同じような感覚でニュージーランドの方では、ガーデニングというのを各家庭でやっています。

これは北海道のニセコの近くの方でもやっているのですが、町の家庭全部にガーデニングの入れ物を各住民に配布します。その中で個々に考えてもらって作品を作ります。その作品の審査員として観光客を呼び込んでいます。観光客の方にはある程度の賞品が行くのですが、そのガーデニングを見てもらうために観光客が毎月7000人ほど来ています。

こういう事をうちの町でも同じようなことを考えられると思っています。

特にニュージーランドの方々が指導していただける環境にもありますし、現に旧水上地区の方でボランティアで花時計を作ったり、ガーデニングを行おうというボランティアの方々の活動も始まっています。

こういうことを町を上げてやることによって、中国だけでなく、西洋ですね、欧州だとか欧米の人たち、それとドイツもガーデニングが盛んですから、そういう人たちのインバウンドのツールとして十分に使えると思うんですが、その点についてお聞きします。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) ただ今、ご指摘いただきました各種のインバウンドの材料、シードと申しますか、それを育て上げていく必要があるんだろうと思います。

先程のニュージーランドのお話がありました。アウトドアについてお答えしたところなので、ニュージーランドの部分が手薄だったかもしれません。

今、お話のありましたガーデニング等を地域でやっていこうという方々の活動というのが広まり、それが周辺からお客さんを呼ぶという材料になるということがあれば、非常に有り難いと思っておりますし、それについては、町があるいは施策として先に立ててですね、このためにどういう材料を用意していくということよりも、今ご指摘のありましたような活動を支援する中で、それが地域に根付き、そのことが外国からお客さんを呼ぶ時の一つの材料として、今みなかみ町にも現況でも数多くの資源があると思いますが、その中の資源の一つとしてですね、さらにそれを強化していくと、つまり何が言いたいかと申しますと、活動していただいて、それが進んでいくということと、町が支援してそれについて、お客さんが来ていただく材料をタイアップしていくと、両方が育っていくのを同時並行的に進めるのがいいのかなと思っていますところでございます。

議 長 (久保秀雄君) 4番前田善成君。

(4番 前田善成君登壇)

4 番 (前田善成君) 町長が言っているような住民参加型というのは、すごく大事なことだと本当に考えています。

このお話も1人2人の主婦の方が水上の出身で、水上地区にずっと住んでいると。

子供の時から、旧水上の観光地を本当に大事に考えている、どうしたら自分たちの力で、

お客さん呼び込める町にできるかっていうのをここ何年間、本気で考えています。

その中で考えたのがガーデニング、1つのツールとして、本当に考えています。

自分たちのお金も本当に出して、自分達の労力も出しています。

こういう形で町が支援すれば、町で知ってもらうことになり、今言ったような活動がしやすくなっていくのだと思うのです。

皆さんに通知する、いろんなものを情報として伝える時にこの町が持っている、例えば、広報などは本当に有効に使えると思います。

小さな行政区をうまく使えば、各個々に入れ物だけでも配布するということは十分可能だと思うんです。こういう事から逆に言えば、町を大事にする、本当に子供たちが帰ってくる町を作れて皆さん口を揃えて言っているわけですから、そういう帰って来てくれるような町にしていく。そういうツールになり得ると思うんですけども、その辺のところについて、町長のお考えをもう一度、お願いいたします。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 今のお話です。住民参加型はまさに一番どんな活動においてもですね、町の人、あるいは町を手伝ってくれる人が、積極的に活動していただくというのが一番効果的だというのは明らかです。

先程から、山田議員はボランティアの支援という切り口は違うにしても、自発的な活動を支援するという話がありましたし、今インバウンドの議論をしておりますけれども、今DCで進めております地域資源、文化資源という話についても、何度も申し上げますけれども、地域の人が集まって、何とか名胡桃城のことをこの機会に多くの人に説明して来た人に地域を知ってもらおうと、そのことが逆に観光資源になるんじゃないか、名胡桃のボランティアガイドにとどまらず、数多くの事例が出ておりますし、そのことについては何度も説明していますし、皆さんご存知のとおりです。

同じような格好で、そのようなボランティアとしてのあるいは今お話がありましたように、行政区のそういう方々との連携の中で地域として体勢が出てくる、それを町が支援する、もちろん今ご指摘のあった町内に、あるいは対外的に、そのような情報をどんどん町の責任で発信していく、これも重要な支援の仕方だと思っています。

まちづくりの中で積極的に地域、あるいは地域を大事にしようという方々の力をおかりしてですね、そのことによって活力を挙げていく、直接申し上げますと、国内の観光客も増やし、そして、外国からの観光客も増やすと、それについて、先程のお話等、いろんな答弁と重なってまいりますけれども、このことについてはここをターゲットにして、こういう広報をかけていくのがいいだろうというあたりについては、相談しながらよく目標を定めてやっていくのがいいのかと思っております。

一言で申し上げますと、住民の方が積極的に参加してくれて、地域の魅力を高めていただく、そのことが海外、国内を含めて多くのお客さんに訪れていただく、それに繋がるとするのは非常に有り難いことですし、重要なことだと、それについては、町は適切に支援していくべきだと考えております。

議 長 (久保秀雄君) 4番前田善成君。

(4番 前田善成君登壇)

4 番 (前田善成君) 本当にそういうふうに分なんかも思います。

もう1つ、中国だけでなく、アジアの国というのが、インバウンドを考えたときにお客さんとして、これから考えられる重要なツールだと思うのですね。

アジアの国というのは、何が一番興味があるかということ、今世界中で一番、水の権利というのが奪い合いになっています。

水に対して本当に興味があり、日本人は、水は水道からすぐ出る、普通に飲む、そういうふうには感じていますが、アメリカ人でさえ日本の3分の1しか水を使いません。

日本の水道の使用量の一部、ほとんど6割というのはトイレの水です。そういうことで平気で暮らせる日本人には水の価値というのがなかなか高いことが分からないんですけども、アセアンの国では水のことを切実に考えてます。

そこで源流の町みなかみということで、水のことを謳っている町で節水ということを町を挙げてやってみたらどうでしょうか。節水をすることによって、水の大切さを、逆にいうとアピールでき、その事によって呼び込むこともできると考えるのですけれども、その辺についてどうでしょうか。

議長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長 (岸 良昌君) 順次、答弁させていただきます。

私もタイに2年半おりましたし、アセアン、特にもともとが水の専門家のつもりでおりますので、今ご指摘の件はよく分かります。

例えば、広域河川のメコン川を調整するための国際機関にメコン委員会というのがございますし、そこにも仕事で若干おりましたし、タイの大学生に日本のダム開発、ダムはこう造るんだよという講義をやって、用途を定めてからダムを造るのはおかしいと、最も効率的なダムを造るべきだと大学生と議論を吹きかけられてですね、ディスカッションしたことがございます。

アセアンの水のことについて、これをきっかけに交流が深められればいいと思っておりますけれども、数の問題として、今伸びているのが中国だと、そしてアセアン、ラオスで言えば、旅行者は中国人の1万分の1だと思いますし、タイにしても、既に来ておりますし、中国人よりは少数ですし、伸び率と言ったら中国かなということで、先程から中国の話になっている訳でございます。

ですから、みなかみが利根川源流、つまり首都圏の源流の町であるという事でタイアップし、交流していくということは非常に興味がある切り口だと思いますし、前田議員から、有り難いご提言をいただいたなと思っております。逆にいうと、私が乗り気になるテーマでございますので、非常に自重的に皆さんのご意見をお聞きしたいと思っております。

ただ唯一、節水を町の売りにしようということについてははっきり言って反対でございます。水道というのは、水は循環しています。水道代は何かというと、設備費、もちろん1立米いくらというものもありますけれども、基本的には設備でございます。設備を償還するためには、町の人が一斉に水の使用量を2分の1にしてしまったら、水道料金を上げないと回っていかないという事態があります。

もちろん渇水のときは節水すべきだと思っけていますけれども、普段は水の有難さ、先ほどご指摘のあった水道から水が出てくる、水道の水が飲めるというのは世界の非常識で日本の特徴ですから、それを大事にしていくということは大切でございますけれども、節水をどんどん進めるということは、町としての上水道の運営上どうなのかなと。それは個人の節水にお任せするというふうに思っています。ちょっと余分な所に力を入れて、答弁して申し訳ございません。以上でございます。

議 長 (久保秀雄君) 4 番前田善成君。

(4 番 前田善成君登壇)

4 番 (前田善成君) 町長が言われる意味は、よく分かります。

自分もどちらかという水道専門家ですから、その辺のところはよく分かるのですが、そういう考え方も一つなのですが、ベトナムだとか、カンボジアの方は急激なインフラ整備というのが出ています。

物を大切に、ごみを捨ててはいけないとか、物を使い放しにしてはダメだという感覚がまだないのですね。それなので逆にそういう物を効率よく使う、節水というのですけれども、日本の節水技術は、実は一番効率よく物事を行うことが出来ます。

トイレの水なんかもそうですけれども、そういう技術、特にうちの水道というのは結構漏水していたりして、そういう所をうまく調整しているんですね。その調整の技術やり方というのは割とアセアンの方に行くと、実は通じる技術なのです。まだ使っているものが石綿管だとか、向こうのインフラに近いものを使っています。

テレビ等で、東京とか大阪市が水道事業で海外に何ていう話もあるのですが、それは他人事ではなくて、みなかみ町もそういうことを考えて出ていっても良いのではないかと。

大阪よりも、東京よりも、源流の町みなかみの方がインパクトでかいですよね。

そういう事も少し考えながら、こういう質問をさせていただきました。

次に、国民健康保険の質問に移らせていただきたいと思います。

町長が言われるように3年間、この体制でいくということはおく存じております。

ただこれから、例えば、一昨年は収入欠損が起きて、保険料が足りないということで、緊急的に1億7千万円余のお金を一般会計から振込みを入れました。

ただその前に後期高齢者制度が出来て、保険料の急激な値上げというのはある程度予想できたのではないかと。予想できた中で、そういう事をやったと。

では、昨年から今年にかけての保険料はどうだということ、基金に積み立てができる状況になっています。こういう事を考えた時に、改正するであろう2年後にどのように保険料が変化して、どういうふうに自分たちで考えているかというのは重要なことだと思います。

ただ、今の現状がこうだということではなくて、この改正に当たり、町長としてどういう形で保険料の決定をしていくかという考えがあるかどうかについて、お聞きしたいのですが。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町 長 (岸 良昌君) 今ご質問のありましたことは、先の話でありますし、当面、先般来、議員から、ご指摘いただいているのは、今の状況でどうなのだと、私は今、前田議員からご説

明がありましたように、3年たった時点で考えるということ言ってる訳でございまして、ここのところはまだ重要かなと。その先にさらにどうするのだという所までは考えていないというのは実態でございませけれども、やはり長期安定的に健康保険制度が維持出来る、これが1点、最も大事な点だと思っております。

ですから、何度もご説明しております、国保税の改定については医療費の伸びを6%と見たと、これは現実と乖離してるというのは現実との差ですけれども、今後、どうあるのかというのは、その検討の時点で将来の医療費予測をすべきだろうと思っておりますし、今一つだけお話のありました、この間も答弁を繰り返してきておりますけれども、国民健康保険、現行制度のもとにおいては、どうしても収入的に弱い人が多いというのは指摘も受けておりますし、ご説明もしているとおります。

したがって、今回やっておりますように、医療費をカバーするために必要な額、これについては負担をお願いするにしても、一般会計からの補てん、これが同額程度という考え方、前回、私ではございませんでしたけれども、議員の皆様方と町の執行部と相談して決めたという考え方というのは重要な視点だろうと思っております。

つまり、保険制度がきちっと維持できる負担の方法をお願いすると、但しその時に収入的に弱い人が多いというのも事実なので一般会計からの補てんも同等額程度考えると、この考え方というのは非常にいい考え方だと思っております。

議長 (久保秀雄君) 4番前田善成君。

(4番 前田善成君登壇)

4番 (前田善成君) 確かにその場になって考えるという考え方だと思うんですね。

制度も変わってきます。ただ、国民健康保険は基本的には世帯数の51%ぐらいで始まりましたけれども、人口で占めると36%なのです。住民に対して、本当に公平かっていう話になってくれば、公平ではないと。そこへ一般会計でお金を入れている。

これからあと1年あります。その1年後に考えますということで、本当に行政として住民の皆さんに納得できる説明になるかどうかということが問題だと思うのです。

今回の国民健康保険も本来56%の中の28%を町の方で負担したのです。

でも、その話をほとんどの住民の人が知らないのです。知らないことが、今回、3割上がったという話につながっているのだと思います。

今回の話も同じだと思うのです。じゃ来年、やってみました、こうなりました。

今、町長が言われているように、税の共同化、広域化によって、国民健康保険の問題というのは大多数の問題をクリアできる、逆に京都府の方で独自のやった国民健康保険ではほとんど健康保険の小さな高い団体が下がっています。そういう結果が得られています。

そういうことを真摯に住民につないでいく、まず自分達が住民のところに出向いていて、人間の目を見ながら、いろんな説明をしていく、そういう態度で臨んでいただければ、こういう問題はなかったんじゃないかと思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

議長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長 (岸 良昌君) ただ今、前田議員のご発言は、私の前回の議会で答弁したそのものでござ

いまして、議員の方が高い高いと言わずに、どういう分担で、どういう状況になっているのか、町民の方にご説明するのもお手伝い願いたいと、私が答弁させていただいたとおりです。

前田議員の言葉は、本当に私が前回答弁したとおりでございますので、何も言うことはありませんけれども、次の改定の時にどうするのだという話については、今の状況でいろいろ指摘いただいている。そしてまた、いろいろなご意見がある中で、今前田議員がそれは保険料の受益者負担分なのだから、それは全額払うべきだ、あるいは私が前回の答弁で町民の半分近くは自分が保険の受益者負担的な部分の全額を持っているにも関わらず、国民健康保険の部分を負担しているということをどれだけ理解しているのでしょうかという説明をしたとおりでございます。

もちろん、そういう現実がありますので、議員さんの中でも多様な意見があるというのは当然のことだと思っておりますし、今私があえて申し上げたのは、前回、負担をお願いしたときの考え方というのは、やはり負担に対して、弱い層が多く加入してらっしゃるので一般財源から、すなわち全ての町の方々にご負担いただいて保険制度を維持するという考え方も必要なのではないかと申し上げたとおりです。

端的に言うと、前田議員のいうとおりには言いたいのですけれども、そればかり言っているとも思っておりまして、今日は中立的な答弁をさせていただきました。

議長 (久保秀雄君) 4 番前田善成君。

(4 番 前田善成君登壇)

4 番 (前田善成君) そういう考え方で、逆にいうと、住民っていうのはほとんど、話を聞いてもらえれば、文句のほとんどを解消できると思うのですね。

本来、こういう国民健康保険みたいな住民のほとんどの人が関わってくるようなものを住民を集めて住民説明会をしなかった。そういう事が原因の1つに考えられると思って、目と目を見ながら話をする、そういう機会を設けるっていう形をこちらの方が持ってもらわなければ、恐らく住民の方から来ることはないです。文句を言うのは、相当のことじゃないと文句を言わないと自分も考えます。

だから、そういうような姿勢で取り組んでもらえれば、次の時に同じような事が起きないではないでしょうかということでお話をさせてもらいました。

議長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

町長 (岸 良昌君) 今、現実的にご不満というか、なぜこんなに上がったのかということについて、窓口の職員は大変に苦勞して、そのたび毎に説明しております。

そういう意味では町民の目を見て説明していると思っておりますけれども、今前田議員のご提言はそのとおりだと思います。

とは言いながら、現時点で、現行の国民健康保険の負担について、こういう形で負担をお願いし、一般会計からこういう負担をしてという説明会を今開いたとするとですね、今、前田議員がご指摘のように問題意識を持つてる人、分かりやすく言うと、何でこんなに高いのだという不満だけを町民から聞く場になりはしないかという恐れを持っております。

行政主導として、前田議員がきちっとそういう段取りを踏むべきであったというご指摘

はそのとおりだと思いますし、じゃ今から開いたらどうだということも適切なアドバイスだと思いますけれども、實際上、そういうふうにするかどうかについてはもうちょっと検討させてもらいたいというのが率直なところでございます。

議長（久保秀雄君） 4番前田善成君。

（4番 前田善成君登壇）

4番（前田善成君） みんな改めるといのが必要になっていくと思うんですね。そのために議員もいるんだと思うのです。行政の間違ひは、人間ですから間違ひを改めるといことのために、議員たちがチェックしている。そういう機能を本来議会といのは持っていると思いますので、その辺について指摘させていただきます。

3番目の小中一貫教育について、1点だけ質問させてもらっても・・・。

議長（久保秀雄君） 4番前田善成君に申し上げます。

発言時間を超えておりますので簡潔に願います。

4番（前田善成君） 1点だけ。

小中一貫教育といもの理念の中で、テーマを持って各学校でいろんなことができる、逆に教育長が言われたような環境について、テーマを持って秋田県は、全県内の学校でブナ森林の学校といのをやっています。

特に一貫教育に特化するといことになれば、特区申請すれば、そういうことが可能だとい事が1点、それと今、小学校の中で10歳の教育といのが一番問題視されています。

町長が言ったように5・6年、高学年と1・2・3年の低学年、ちょうど中学年といわれている人の問題です。ここを何とかしようとして、文科省は、教育研究会は一生懸命、そこを・・・。

議長（久保秀雄君） 4番前田善成君に申し上げます。簡潔に願います。

4番（前田善成君） はい。

なので、その辺のところをわきまえて、今連携教育をやっていって欲しいとい要望をお伝えして、一般質問を終わりにします。

議長（久保秀雄君） これにて、4番前田善成君の質問を終わります。

議長（久保秀雄君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。

議長（久保秀雄君） 以上で、本日の議事日程第2号に付された案件はすべて終了いたしました。

休会の件

議長（久保秀雄君） お諮りいたします。

明9月10日から、9月16日までの7日間は議案調査のため休会にしたいと思っております。

が、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (久保秀雄君) ご異議なしと認めます。

よって、明9月10日から17日までの7日間は、休会とすることに決定いたしました。

散 会

議 長 (久保秀雄君) 最終日、9月17日は、午前9時より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変にご苦労さまでした。

(15時16分 散会)